

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
42	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備に係る交付要綱の1本化	認定こども園は、H27年度より法的に単一の施設となり、施設基準も一体化されたことに伴い、施設整備に係る交付要綱も1本化していただきたい。	現在、認定こども園の保育園部分(2・3号認定児)は「保育所等整備交付金交付要綱」、幼稚園部分(1号認定児)は「認定こども園施設整備交付金交付要綱」に基づき補助事業を実施しているが、一体的な施設を不自然に分けることにより、事務の煩雑化のほかにも以下の支障が生じている。 1) 交付要綱が1本化されていないことによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないために交付金の有効活用ができず、内示後に工事内容の変更や定員の変更があっても交付額に反映できない。 2) 交付対象経費の違いによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないため、交付対象経費が異なり、結果的に法人に対する交付額が減る。 ⇒上記1)、2)の詳細について別添「参考資料」参照	1) 交付要綱が1本化することで利用しやすく、法人にも有利になり、幼稚園等の認定こども園への移行に弾みがつく。 2) 幼稚園等が認定こども園に移行しやすくなることにより、3歳未満児の受け皿が増加し、待機児童の解消に寄与する。	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱(認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	長岡市	旭川市、石狩市、福島県、柏市、神奈川県、三河川、三河川、長野県、各務原市、瑞穂市、浜松市、滋賀県、八尾市、倉敷市、防府市、徳島県、徳島市、宇和島市、大分市、沖縄県	○所管が分かれていることにより、補助対象内外で疑義が生じた場合、それぞれに確認する必要があるなど事務が煩雑化している。また、保育園部分と幼稚園部分の共通する部分の施設整備については、それぞれの定員で按分することとされており、所要額調査時点で検討していた定員を変更した形で整備を行った場合、交付金の額に反映できないケースも想定される。 ○園交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計3つの補助制度が重複している。交付要綱の作成や内示スケジュールなどが省庁ごとに異なるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている状況にある。複数の交付金を併存させるのであれば、少なくとも省庁間で交付申請スケジュールや様式の統一を図るべきである。また、6月下旬に内示が出るのでは単年度で施設整備を終えることがほぼ不可能なスケジュールであるため、遅くとも5月中旬には内示が出るようスケジュールを見直す必要がある。 ○幼保連携型認定こども園の整備については、平成27年度より、厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」および文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」により交付されることとなったが、前者は市町村への直接補助、後者は県を通じた間接補助となっており、整備補助が一元化されておらず、交付事務が煩雑となっている。平成28年度においては、保育所部分について「安心こども基金」を追加交付することにより交付事務の改善を図ることとされたが、幼稚園部分については「安心こども基金」の追加交付がされないため、本県においては交付を一元化できていない。 ○認定こども園施設整備交付金要綱によると、特殊附属工事について大型遊具や築山を認めるが、保育部分の安心こども基金や保育所等整備交付金はこれを認めないため、対象経費の算出が複雑化し、事業者、市町村に何らかの手直しを願うということがあった。 ○幼保連携型認定こども園は、子ども、子育て支援新制度開始により法的に単一の施設となったにもかかわらず、施設整備に係る交付要綱が統一されておらず、保育園部分と幼稚園部分それぞれ手続きを行わなければならない事務が煩雑となっている。また、幼稚園部分の「認定こども園施設整備交付金交付要綱」が4月に、保育所部分の「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」が6月と、異なる時期に示されたことから、それぞれの補助内示日が異なる場合には、遅い内示日以降に工事着手する必要があるため、法人による施設整備スケジュールに多大な影響が生じることとなる。 ○厚労省、文科省と所管が分かれ補助要綱が分かれていることで、それぞれの内示を待って事業に着手する必要があるが、補助の内示時期に開きがあるため、早急に関係機関に開きがある際も、着手が遅くなってしまふ。 ○2重窓口により、情報伝達の遅さや、事務の煩雑化を招いている。事業を計画しても、なかなか前に進まないことが多い。 ○事業費を面積按分しているが、各室の用途変更により、按分率が変わり、結果として片方の内示額を満たすことができない等の支障が生じている。 ○現在、保育所等整備交付金を利用して幼保連携型認定こども園の増築工事を計画しているが、一体施設における保育園部分と幼稚園部分の区分けが困難で、補助額の概算算定が難しい状況であることから、事業計画等に支障がある。また、待機児童対策の一助として積極的な取組みをしている事業者の事業推進加速度を鈍らせている。施設整備交付金を1本化することにより、事業者にもわかりやすい制度となり、事業の促進につながるものと考えられる。 ○所管が分かれていることにより、補助対象内外で疑義が生じた場合、それぞれに確認する必要があるなど事務が煩雑化している。また、保育園部分と幼稚園部分の共通する部分の施設整備については、それぞれの定員で按分することとされており、所要額調査時点で検討していた定員を変更した形で整備を行った場合、交付金の額に反映できないケースも想定される。 ○本県においても窓口が二重になり、二重の手続きとなって苦慮している。
285	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化を求める。	交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにもかかわらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町村の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにもかかわらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 【参考】 保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助	平成28年度の交付金に係る協議から、協議書様式が統一され、事務負担の軽減が図られたところであるが、同一の施設整備について2つの申請等を行わなければならないこと、また、供用部分について幼稚園部分と保育所部分の定員数等により按分して交付申請額を算定しなければならないことなど、依然として都道府県及び市町村において非効率な事務が生じていることから、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)を行うことを求める。	児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、北海道、岩手県、郡山市、茨城県、柏市、神奈川県、宮城県、三重県、川崎市、浜松市、鳥取県、倉敷市、防府市、徳島県、愛媛県、宇和島市、高知県、北九州市、大分市	○平成28年度の交付金に係る協議から、協議書様式が統一され、事務負担の軽減が図られたところであるが、同一の施設整備について2つの申請等を行わなければならないことと変わりなく、また、供用部分について幼稚園部分と保育所部分の定員数等により按分して交付申請額を算定しなければならないことなど、依然として都道府県及び市町村において非効率な事務が生じていることから、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)を行うことを求める。 ○幼保連携型認定こども園を新設する場合は、単一施設であるとして、中核市は認可し、その整備に補助を活用する場合、保育所部分は、厚生労働省、幼稚園部分は文部科学省に交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うなど、分かりにくい仕組みとなっている。 ○単一認可施設である「幼保連携型認定こども園」を「保育所部分」「幼稚園部分」とに無理矢理に分け、それぞれの補助制度により事務を行うことは、事務が複雑になるほか、省庁縦割りの従来の考え方によるもので、幼保連携型認定こども園の制度創設の目的に反する。 ○所管が分かれていることにより、補助対象内外で疑義が生じた場合、それぞれに確認する必要があるなど事務が煩雑化している。また、保育園部分と幼稚園部分の共通する部分の施設整備については、それぞれの定員で按分することとされており、所要額調査時点で検討していた定員を変更した形で整備を行った場合、交付金の額に反映できないケースも想定される。 ○園交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計3つの補助制度が重複している。交付要綱の作成や内示スケジュールなどが省庁ごとに異なるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている状況にある。 ○提案案と同様、二重の事務が発生しており、施設整備を行う園、市町、県において事務が煩雑化している。また、28年度の当分の保育所等整備交付金対象事業については、保育所分は安心こども基金で措置され、小規模保育事業分については交付金事業として措置されており、より複雑な手続きが必要となっている。 ○認定こども園施設整備交付金要綱によると、特殊附属工事について大型遊具や築山を認めるが、保育部分の安心こども基金や保育所等整備交付金はこれを認めないため、対象経費の算出が複雑化し、事業者、市町村に何らかの手直しを願うということがあった。また、安心こども基金の要綱の発出の遅れにより、教育部分の内示はあったが工事に着手できない状態が発生していた。	
180	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業における長時間開所加算の要件緩和について	児童の安全安心な居場所を確保するため、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算について、平日5時間を超えた時間について加算されるよう要件を緩和	【現状】 平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」施行され、留守家庭児童育成クラブ(以下「育成クラブ」)の人数が「小学生」まで拡大された。政府の掲げる「一億総活躍社会の実現」に向けて、今まで以上に放課後児童健全育成事業の質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保する必要があるが、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算については、1日6時間を超え、かつ18時を超える時間が要件とされている。 【支障事例】 本県の育成クラブは、平日12時～14時の間に開所するクラブが全体の8割を閉めている一方、約60%のクラブが18時から19時に閉所する。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間加算の要件を満たすことができない施設が多数を占めており、補助要件が現実とあてはまらないと思われる。 ※本県の育成クラブ895箇所うち、長時間開所加算は60箇所で約6.7%しか活用できていない。	本県の育成クラブのうち、46%が5時間以上開設していること、上記から5時間開設すると17時から19時まで開設すれば加算が当たることから、延長するインセンティブになり、児童の安全・安心な居場所づくりが促進される。	放課後児童健全育成事業「放課後児童支援員等処遇改善等事業」補助要綱 4 実施方法	厚生労働省	兵庫県、川西市	柏市、長野市、宇都宮市、久留米市、八女市、徳島県	○本県の放課後児童クラブのうち、91%が平日に5時間以上開設しており、要件が緩和されれば加算に当たることから、更に、土曜日の開設時間を延長するインセンティブになり、児童の安全・安心な居場所づくりが促進される。 ○本県の放課後児童クラブは、平日12時～14時の間に開所するクラブが全体の5割を占めている一方、6割のクラブが18時から19時に閉所する。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間開所加算の要件を満たすことができない施設が多数を占めており、補助要件が現実とあてはまらないと思われる。※本県の放課後児童クラブ151箇所のうち、長時間開所加算は54箇所(約35%)しか活用できていない。 ○当市の学童保育の開所時間は、13時30分～19時までの5時間30分のため、現行の規定では補助金の対象外となってしまう。平日に学校が終わる時間を考えると、一日の開所時間は5時間～5時間30分が一般的であり、6時間という規定は現実的ではないと思われる。 ○本市の学童保育クラブは、平日14時に開所し、18時30分から19時に閉所します。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間加算の要件を満たすことができません。 ○本市の学童保育所においても、平日は最大で6時間までの開所しかしておらず、6時間を超えていないが該当しない。時間の緩和を希望する。 ○本県の放課後放課後は、平日は13時に開所し延長保育が19時までとなっている。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間加算の要件を満たすことができない。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
242	B 地方に対する 規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実にすること。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされている。 気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応し、被災者のニーズに迅速に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。 また、災害救助の実務上、大規模な災害が発生するたびに特別基準が必要となっており、その協議に時間を要している。	被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、的確で十分な被災者支援が実現する。	災害救助法施行令第3条	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	○被災地の地域性や災害の種類に応じた必要な救助を迅速に実施するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきであるため。

消費者庁(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
												団体名
130	B	地方に対する規制緩和	その他	地方消費者行政交付金に係る事業開始期限及び活用期間の延長	地方消費者行政推進事業実施要領に定める地方消費者行政推進交付金の活用については、平成29年度末までの事業開始が要件となっていることや、各事業ともそれぞれ活用期間が定められている(事業メニュー7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)ことから、事業の開始期限及び活用期間の延長を求める。	【支障事例】 1 相談窓口で専門相談員が配置されていない自治体が平成28年3月現在で8町村あり、今後、相談機能体制の充実を図るべく相談員の配置を進めていく必要があるが、相談員となる人材が、特に地方では著しく不足していることから配置できない状況にあり、当該交付金事業の開始期限である平成29年度までに相談員配置が間に合わない公算が大きい。 単独による相談員配置が現状では困難として広域連携を模索する自治体もあるが、自治体相互間の調整等に時間を要しており、相談員配置の見込みはたっていない。 2 相談員配置が進まない理由として、自治体の財政事情による部分も少なくなく、財政力指数が0.1~0.2台と財源の乏しい、財政力の弱さも挙げられる。当該交付金事業の活用期間はメニュー毎に設定されているが、この活用期間終了後は一律にすべて相談員の人件費等を自主財源で賄わなければならない、このことが一部の自治体における相談員の常設等の動きを鈍くしている一因となっている。終期の設定により、消費者行政に係る経費の中長期的な見通しを立てることができず、相談員の配置といった持続的な体制を見据えた取組に慎重となっている姿勢が見られる。 また、既に相談員を設置している自治体にあっても、今後複雑、多様化する消費生活相談に対応していくためには相談員のレベルアップは欠かせず、最新情報の収集など定期的に知識を蓄えていく必要があるが、交付金活用期間終了後において、昨今の自治体の厳しい財政状況下にあつては自主財源の確保が容易ならざる状況も想定される。このため、相談員の専門性の維持・確保が困難となる等、質の低下を招き、相談窓口業務の後退につながるおそれがある。	【制度改正の必要性】 地方消費者行政推進事業実施要領に定める地方消費者行政推進交付金の活用は、事業の開始が平成29年度末までとされている(事業メニュー7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)が、事業の開始期限を延長することで、相談員未配置の自治体に対し当面の間、交付金の活用ができるという安心感を与え、腰を据えた相談員の確保にあたることができ、充実した消費生活相談窓口体制の構築に向けた取組が可能となる。 また、当該交付金の各事業とも活用期間が定められている(事業メニュー7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)が、交付金の活用期間の延長によって、相談員未配置の自治体においては消費者行政に係る経費につき、ある程度の見通しを得ることが可能となり、相談員の配置など持続的な体制を見据えた取組を進めることが期待できる。既に相談員を設置している自治体においても、相談員の確保や資質の維持・向上を図ることができ、消費生活相談窓口業務の安定性が保たれる。 制度改正により、「地方消費者行政強化作戦」の政策目標である相談体制の質の向上につながるものと考えられる。	地方消費者行政推進事業実施要領	消費者庁	熊本県	岩手県、宮城県、秋田県、湯沢市、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、新潟県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、福知山市、大坂府、茨城県、茨木市、門真市、兵庫県、三田市、兵庫県、宇和島市、東温市、高知県、福岡県、北九州市、久留米市	○交付金等を活用して市町村の消費者行政の充実・強化を進めているが、市町村によって進捗・熟度に差がある。最近になり、相談員を配置した市や啓発事業に着手した町村では、今後、啓発講座の実施に発展させていく必要があることや、消費者安全法の改正を踏まえた福祉部門等との連携による高齢者等の見守り活動など、新たな課題への対応が求められている。しかしながら、事業開始期限が平成29年度まででは対応が困難である。また、消費者安全法の改正を踏まえた見守りなど、新たな課題への対応が必要であるが、交付金の活用期間には制限があることから、活用期間終了後、対応できなくなるおそれがある。 ○本県の市町村消費生活相談員配置率は、27年4月現在で25.4%、全国45位と震災の影響もあり他県に比べ大分遅れている状況である。 現在各市町村を訪問し、広域連携も含め配置を働きかけているところであるが、市町村においては将来の財源不安もあり、難航していることから、28年度までに配置を進めるのは非常に困難である。 ○本県では、平成26年10月に県内すべての市町村において、週4日以上相談窓口の開設が実現し、一定量の相談に対応する体制が整ったものの、相談員配置が1名で、相談件数が少なく相談員のノウハウが蓄積しにくいといった相談体制が脆弱な市町村もある。 そのため、相談員の複数配置や市町村の境界を越えた広域連携の実施など、質的な充実が求められる。しかしながら、交付金の活用期間終了後は、相談員の人件費等を自主財源で賄うこととなるため、継続的な相談体制の整備に慎重になっている市町村がある。 ○本市においても、地方消費者行政活性化基金および地方消費者行政推進交付金を活用し、相談受付時間の延長などのサービス向上のほか、相談員・嘱託員を増員し、国の要請に応じて相談員の処遇改善にも積極的に取り組むなど、消費者行政の充実・強化を図ってきた。 しかし交付金活用期間終了後において、昨今の自治体の厳しい財政状況下にあつては自主財源の確保が困難な状況も想定されることから、相談窓口の業務の後退などが強く懸念される。 また、平成28年4月1日の消費者安全法の施行により、国及び地方公共団体は高齢者等を支えるための地域ネットワークの構築が努力義務とされた。今後、地域ネットワークの構築をすすめるれば、必然的に消費生活相談件数の大幅な増加が見込まれ、消費生活総合センターの機能強化が拡大的、継続的に必要である。このことから、財源確保は最重要課題である。 なお、本市のセンターで受け付けた相談内容は全国データベースであるPIO-NET(パイオネット)に入力し、その情報は国の省庁でも参照され、法改正や各種施策に活用されているが、自治体の消費生活相談員が、多大な努力をかけて情報を入力していることも踏まえ、財源措置の継続が必要と考えられる。 ○相談窓口で専門相談員が配置されていない自治体は平成28年3月末現在で17町村(全体の48.6%)ある。交付金対象事業のうち、特に相談体制整備事業(相談員の配置)については、配置に係る経費を継続的に相当額を確保する必要がある事業である。このため、自治体の厳しい財政事情の中で、財政当局等の理解を得ることが難しく、交付金を活用した相談員配置が進まない理由として、「活用期間終了後の財源確保が困難であるため」という課題をあげた自治体も多い。 また、一部の自治体では、相談員を配置すべく相談員の募集をかけても応募がないということもあり、平成29年度末までの配置は困難と思われる。

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
108	B 地方に対する規制緩和	その他	公債権等に係る滞納者情報の共有化	地方自治法第240条の「債権」について、次のいずれかの措置を希望する。①地方自治法第240条に条項を追加する改正を行い、同条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用できる旨を明文化する。②地方税法第22条に但し書きを加える改正を行い、同条の「秘密を漏らし、又は窃用した場合」とする規定については、秘密とされる情報を地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うに当たり必要な範囲内で活用する場合に限り、適用されない旨を明文化する。	・市が所有する金銭債権のうち、強制徴収公債権は、総務省通知(平成19年3月27日)に基づき、地方税の滞納処分例により処分することができるが、非強制徴収公債権と私債権は、他の債権との情報共有・活用ができない。 ・債権回収業務を行うにあたり、強制徴収公債権と私債権を一括して徴収委託している事例があるが、同一の債務者に対し、強制徴収が可能な債権では資力確認ができることから、強制執行や徴収停止等の措置が速やかに行えるが、一方の債権では、資力調査が行えず、また、法的措置による強制執行となるため、回収等に時間を費やすとともに、強制徴収と比べ、コストもかかり、債務者にとっても、交渉等の負担が生じる。 ・滞納者情報を共有化することで、業務効率の向上、コスト縮減が図れるとともに、債務者に対する負担軽減にもつながることから、現行制度の改正が必要と考える。 ・なお、左記の法改正を行うことを第一の希望とするが、何らかの事情により法改正を行うことができない場合においては、総務省より各団体に対し、「法律上明文化はされていないが地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用することは、地方税法第22条における「秘密を漏らし、又は窃用した場合」には当たらず、同条違反となることはない」旨を通達し、法解釈の統一により上記問題の解決を図ることを希望する。	・多重債務者が複数の所管課と交渉を行う必要がなくなり、市民の負担軽減及び行政事務の効率化が図れる。 ・財産調査の情報を共有することで、法的措置による回収又は徴収緩和措置の適用など、効果的かつ効率的な債権管理に取り組める。	・地方税法第22条 ・地方自治法第240条第2項及び第3項 ・地方公務員法第34条	総務省	姫路市	北海道、柏市、江戸川区、八王子市、上越市、安曇野市、茨木市、八尾市、寝屋川市、加古川市、徳島県、八幡浜市、新居浜市、西条市、東温市、高知県、大村市、延岡市、	○当市の水道事業と下水道事業は共に地方公営企業として事業を運営している。事業を運営していくための主な収入は水道料金と下水道使用料となっており、この債権管理は同じ部署で行なっている。 当市の経営規模から公営企業の扱う債権は、同一部署で同一職員が、私債権(水道料金)と強制徴収公債権(下水道使用料)の両方を管理しているのが突如として、下水道使用料と水道料金の両方を滞納している場合は、強制徴収が可能な債権で資力確認された情報を、強制徴収ができない債権を回収するために使えないことから、水道料金債権の回収が困難となり債権管理上支障となる。このため地方自治法240条第2項又は第3項の事務を行うにあたり適用されない旨の明文化が必要。 収納課においては、同じ課内において、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権が混在しており収集した情報について共有せざるを得ないが、適法性について疑義がある。担当者を完全に分離することは不可能である。また、強制徴収公債権担当が異動により私債権担当者となった場合、同一債務者の資力、預金状況等を把握しているにもかかわらず、情報を活用できず、再度調査が必要となる。この場合、債務者側では、同一担当者が同様の資力調査を繰り返し行うこととなり、負担増の他、自治体に不信感を持つことも想定される。 ○公営住宅使用料やし尿処理手数料、貸付金等の滞納処分ができない債権についても、地方税と同様、地方自治体が適正に管理すべき債権であり、これらの債権の回収を図ることは、地方自治体の歳入を確保するとともに、住民負担の公平性を確保する上で重要である。 そのため、地方自治法第240条第2項及び地方自治法施行令第171条の2各号において、滞納債権について、訴訟手続きや強制執行手続きにより債権の取立てを行わなければならない旨の規定がある。 本市においても、こうした債権については、訴訟手続き等により回収を図っているところであるが、地方税に関する情報(質問検査権によって収集した情報を含む)の共有・活用ができないことから、就労先や財産の所在が把握できず、回収できない事例が存在する。 また、一方で、無資力又はこれに近い状態の滞納者については、地方自治法施行令第171条の6により履行延期の特約等を行った後、資力が回復しなければ、地方自治法施行令第171条の7により債務を免除することができる規定があるが、無資力又はこれに近い状態にあることが確認できないことから、本来、免除されるべきものが免除されない、あるいは、資力を有するにも関わらず無資力を装ったものが免除されるという懸念がある。 こうした現状を解消し、より適正な債権管理を行うため、地方税に関する情報の共有・活用を図る必要がある。 ○当市では徴収一元化を進めているが、市税情報等を非強制徴収公債権、私債権と共有化できないため滞納者から税情報との同意書をとって対応している。しかし何の反応もない滞納者からは同意書を取得することが非常に難しく徴収業務が迅速に行えない状況である。情報の共有が地方税22条に適用されないことが示されれば財産調査が容易となり財産がある者には支払督促等の法的措置、財産がない者には債権放棄が行いやすくなる。
194	B 地方に対する規制緩和	その他	過疎地域自立促進方針を定める際の関係大臣への同意協議の廃止	地方の主体性を高め、事務手続きの負担を軽減するため、都道府県が過疎地域自立促進方針を定める際の総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣への同意協議を廃止し報告のみとすること	【現状の制度】 都道府県は、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針を定めることができるが、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。同意にあたっては、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議することとなっている。 【支障事例】 本県で直近に方針を策定(H27)した際、同意基準を踏まえ総務省との事前相談を行ったが、国の意見回答までに約2ヶ月かかっており、その後の正式協議でも、修正を要するとされた箇所がほとんど無かったにも関わらず、約1ヶ月を要した。その結果、過疎地域自立促進市町計画の作業スケジュールの遅れを懸念した市町から、「12月議会日程に間に合うのか」など、国との協議の進捗状況についての問い合わせが多数あり、対応に苦慮した。	過疎地域自立促進方針策定にかかる大臣協議が廃止されることによって、地域の主体性が高まることにも手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。	過疎対策地域自立促進特別措置法第5条第4項	総務省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	北海道、山口県、長崎県	○都道府県が定める過疎地域自立促進方針として、本県では平成27年11月9日に協議を行い、同年12月11日に同意の回答を得ている(約1ヶ月を要した)。 ○過疎地域自立促進方針の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27方針策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要した。)

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
10	B 地方に対する 規制緩和	教育・文化	中学校教職員定数の緩和	中学校の教科担任制を維持するために必要な教職員の確保	野迫川村では、平成28年度の中学生生徒数12名をピークとして、今後、漸減していくことが予測されている。現在、標準学級数が2で、教職員定数は管理職を含めての7名となっており、教科担任制(10教科)を維持するための人数に達していない。野迫川村では、平成31年度以降、標準学級数が1となり、現在の基準によると、教職員定数は5名となり、教科担任制を維持することが極めて困難な状態となる。野迫川村は、奈良県吉野郡の山間部に位置し、近隣市町村との連携が図りにくい点もあり、必要な教員が確保できていない状態である。村としては、村費講師を雇用するなど自治体としてできる限りの努力をしているが、地理的条件により講師が来てくれない状況にある。	教育の機会均等・平等性を踏まえ、地域による教育に格差が生じないように、教育環境を整えることは、児童・生徒の教育のみならず、地域振興の礎となる重要な事案と考える。 1.へき地教育の振興 2.児童・生徒の学力向上 3.教育の地域間格差の解消 4.若者定住の促進 5.子育て世代の定住促進 6.地域の活性化 以上の効果が見込まれる。	・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第6条 ・教育基本法第4条 ・へき地教育振興法第4条第2項	文部科学省	野迫川村	北海道、京都市、札幌市、徳島県	○本件においても島しょの中学校において、2学級校や3学級校があり、教科担任を維持できないため費で教員や非常勤講師を配置している。非常勤講師については地理的問題から雇用が困難な状況にある。 ○学習指導要領の改定により、教科によって標準授業時間数が増加し、標準定数による職員定数では、全教科の(9教科)の教員が対応できない状況が生じている。そのため、授業時間数が少ない状況である。さらには、県費負担教職員給与等の権限移譲により、定数の決定権が移譲されることにより緩和されるものと考えられる。 ○本件の特殊性として、複式学級や小規模校が多い実態があり、野迫川村と同様に、教科担任制を維持することが困難な中学校が、多数生じている状況にある。平成28年度においても、特別支援学級を除いた標準学級数が1学級の中学校が4校、2学級の中学校が41校あり、小規模中学校における免許外教科担任の解消のための定数措置の拡充について、国に要望している。 ○本県においても生徒数の減少にともない、へき地を中心に小規模の中学校が増加し、中学校の全ての教科担任を配置することが非常に困難である。そのため、免許外申請や臨時免許状発行により、免許外の教科を担任する負担も生じている。このような状況から、中学校教職員の定数を改善し、教職員数確保につなげていただきたい。 ○本県では、5年後、10年後の児童・生徒数から見て、教職員定数が教科担任制(10教科)を維持できないことは現在のところ予想されない。しかし、小規模校では県の加配等を除いた場合、担任外の教員数が大規模校より少なく、1人の教師への業務の負担が増大する可能性がある。中学校教職員定数の緩和がされれば、生徒一人一人へ、よりきめ細かに学習指導が行うことができ、より一層の学力向上も期待できる。 ○本県では、へき地校において標準学級数が2学級の学校が3校、4学級の学校が2校あり、主要教科は専科教員を配置し、時数の少ない教科では複数校兼務により対応しており、10教科は確保している。しかしながら、単費での非常勤講師の任用や免許外教科担任による対応を行っているところであり、適正な教科担任制を維持するためにも教職員の確保が望まれる。
40	B 地方に対する 規制緩和	教育・文化	学校栄養教諭等の標準定数の拡大	公立義務教育諸学校における栄養教諭並びに学校栄養職員(栄養教諭等)の定数の標準について 【現行の法律】 学校給食単独実施校のうち、児童生徒数が550人以上の学校は1校に1名の配置、549人以下の学校は4校に1名の配置 【求める措置】 学校給食単独実施校のうち、児童生徒数が420人以上の学校は1校に1名の配置とし、419人以下の学校は2校に1名の配置とする。 (共同調理場については現行通り)	当市では単独で給食を実施している学校のうち児童生徒数が549人以下の学校が約9割であるため、市内88校に対し県費栄養教諭等の配置は30名である。 平成17年に食育基本法が制定されて以来、食育は国民運動として位置付けて推進されてきており、学校でもその取組みに対する充実が求められている。しかし、現行の配置定数では複数校を兼務しているため、年間指導計画により各学年児をクラス別に段階的指導することは負担が大きく困難である。また、十分な教育効果を得るためには生活や体育等の他教科とも関連付けた指導が必要であるが、現行の配置では不在日も多く学校側の裁量で柔軟なカリキュラムを組むことが困難である。 さらに、当市において食物アレルギーを持つ児童生徒数が、平成22年度672人(2.9%)に対し平成27年度は1,221人(5.7%)と5年で倍増している。このままでは給食の安全な提供においても支障をきたす恐れがあるため、市費で栄養士の配置を補い2校に1名の配置を行っている。	栄養教諭等の配置が拡大されることにより、学校現場における食育活動の充実が図れることにより、食に関する指導を学校給食と関連づけて行うことで、家庭や地域を巻き込んだ食育活動を展開することが期待できる。これにより、児童生徒の食生活の乱れを改善し、子供のうちから望ましい健全な食習慣を確立し、生きる力とやる気の育成につながるほか、地域と連携することで食文化の継承など地域への愛着と誇りの醸成も期待できる。 併せて、食物アレルギー児への対応などに迅速かつ適切な指導・助言が可能となり、感染症対策も含めた衛生面で管理体制も強化される、より安心安全な給食提供が可能になる。	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2	文部科学省	長岡市	旭川市、小山市、福山市、平塚市、上越市、浜松市、京都府、徳島県、大牟田市、長崎県、大村市、宮崎県	○栄養教諭・学校栄養職員数については、昭和33年の「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」制定以来、改正がなく、その基準は現状と合っていないため、安心安全な学校給食と食育を推進する上で障害となっている。具体的には、給食施設の大規模化、アレルギー対応、教育現場での食育の推進等、栄養教諭の職務の増加により、機能的な人員不足が生じ、超過勤務を強いられる状況である。さらに、長岡市同様、地域を巻き込んだ給食での食育活動等、短命県である本県、青森県においても、健康課題における食の重要性について、これまで以上に着目しており、学校給食をとおした食生活改善目的の取組みを積極的に進めている。このことから、現在の実情に合わせた基準の改正をお願いしたい。 ○学校栄養職員は、献立の作成や食材の発注、食育の充実のほか、児童のアレルギー体質の情報を把握し個別に対応するなど、近年職務の重要度や業務量が増している。本市では、学校給食単独校7校のうち5校に県費栄養職員を配置しているが、残り2校は配置基準を下回っているため、市費により配置している。学校栄養職員が、各学校や地域の実情に合わせた栄養教育の推進や各児童へのきめ細やかな対応をするためには、1校に1名の職員配置が望ましく、国が主体となって食育教育を推進するためにも、標準定数の拡大を検討すべきと考える。 ○本市では、食育や食物アレルギーへの対応等を適切に実施する必要があり、県費負担の学校栄養教諭や学校栄養職員が配置されない小中学校に、市費負担の学校栄養士業務嘱託員を配置しているが、人員費の負担が大きく、配置に関する規定の緩和が必要である。 ○本市の小中学校では550人以上が2校、550人未満が3校で、県費の栄養教諭等は2人と550人未満の学校分には1人配置されている。しかしながら、食育活動やアレルギー対応など学校独自の指導は、各校に配置されていない対応も不可能である。よって、それらに対応するため現在は市費で栄養士を配置している。現在でも550人未満の学校が多い本市のような市町村でも、今まで以上に様々な指導やきめ細やかな対応を求められることから強化をざるを得ない。よって学校栄養教諭等の標準定数の拡大が必要である。 ○本市では、学校給食を、市内小・中学校の全11校で単独実施している。現行の配置基準では、県費栄養教諭等の配置が5名であり、複数校を兼務している状況である。また、5名のうち栄養教諭は2名だけであるため、食育の一層の充実が求められる中、現状では年間指導計画に基づいて指導することは、栄養教諭等の負担が大き(困難な状況)である。さらに、市内には食物アレルギー対応を必要とする児童生徒が90名おり、そのなかにはエビ等を持参する児童生徒も複数いることから、安心安全な給食を実施する上で支障をきたす恐れがあり、栄養教諭等の増員は本市にとって喫緊の課題である。本市の状況から、市費での栄養士の配置の可能性は不透明であり、標準定数の拡大による栄養教諭の増員について迅速な対応を望む。 ○本町では、全6校(小学校4校と中学校2校)中、小学校すべてと中学校1校で自校調理方式での完全給食を実施(平成28年6月15日現在)しているが、全学校において喫食数が549人以下であることから府費負担の栄養教諭等の配置は2名であり、小学校に1名、中学校に1名を配置している。そして、各学校の児童生徒数をみると多い方から538人、472人、439人、393人、359人で、通常学級数は12クラスが2校、13クラスが1校、15クラスが2校という状況である(平成28年5月1日現在)。本町においても、食育に関する取組みはまだ不十分な状況にあり、その充実が求められているところはあるが、2名の栄養教諭では複数校を指導することになるので、配置校以外では食育指導がままならない状況にあるのが現状である。また、長岡市同様本町においても食物アレルギーを持ち児童生徒が増加傾向にあり、また、アレルギー児への対応として生活管理指導票の導入を全校で始めたこともあり、今後も増える傾向にあると考える。食物アレルギー児に対しては除去食対応を行うなどの安全・安心な給食の提供を図る必要があり、そのためには各学校において適切に管理・指導等を行う必要があることから町単費の臨時職員として栄養士を府費負担の栄養教諭が配置されていない学校に配置している。これにより各学校での給食の衛生管理や食物アレルギー児への対応は一定確保しているが、食育活動の展開や食物アレルギー児への適切な指導・助言等より踏み込んだ対応を行うということは困難であり、また、財政的な負担も大きい状況にある。栄養教諭等の標準定数を拡大し、配置人数が増えれば、長岡市も記載しているような効果も本町でも得ることができるので、少しでも定数の拡大を図ってほしい。 ○本市は、市内小・中・特別支援学校30校に8名の県費栄養教諭等の配置がなされている。配置拡大なされれば、主要施策であるESD推進事業や食育推進事業の充実が図れ、学校や家庭、地域が連携した食育活動を展開することができ、さらに心身ともに健やかでたくましい児童生徒を育成することが可能となる。また、食物アレルギーへの対応や衛生面で管理体制も強化され、より安心安全な給食提供が可能になる。 ○本市では、定数の枠内で、配置校を拠点として巡回指導等により栄養指導の充実を図れるよう、地理的条件を考慮しながら、行政区を基本とした支部毎に、2〜3校に1名を配置している。また、それに加え、平成28年度から2カ年で、新たに本市の独自財源による栄養教諭の配置を行い、複数校兼務を維持しつつ、本市の食育指導の中心である栄養教諭の全小中学校への配置を図っている。しかしながら、国の定数措置として、第7次改善完成時においても全校に配置できるものとはならず、食物アレルギーのある児童へのきめ細やかな対応や和食の推進など、本市ならではの食育のさらなる推進に向け、標準定数の拡大を求める。 ○本市では、児童・生徒数の減少もあり、栄養教諭等が配置されていない学校が多数生じており、平成28年度は新たに市費栄養士2名を雇用することになった。一方、昨今の社会情勢の中、栄養教諭等に求められる役割は、学校給食の提供や食育の推進はもとより、喫緊の課題である食物アレルギー対応においても、より一層の充実が求められている。このまま栄養教諭等の減少が続くと、食育の推進等に支障が生じる可能性がある。 ○現在配置されている加配教員が配置されるかどうかについては、国や県の財政状況によるため、不確定である。 ○本市では単独で給食を実施している学校が66校、そのうち、児童生徒数が549人以下の学校が64校で県費栄養教諭等の配置が19名となっている。常に複数校を兼務しており、食物アレルギーを持つ児童生徒数が毎年増加している中で、平成27年3月に文部科学省から示された「学校給食における食物アレルギー対応指針」に沿った対応が求められ、詳細な献立表の作成や保護者面談、必要に応じて献立変更等給食の安全な提供において支障をきたす恐れがある。 ○本市の栄養教諭は県が定める定数配置基準に基づき配置されているが、全ての学校に配置できる基準となっており、1人の栄養教諭が複数の学校を担当している状況であり、食に関する指導や調理施設がある学校の衛生管理に支障をきたしている。そのため、定数を増やし、状況の改善を図っていただきたい。 ○当県において、H27現在完全給食を実施している小中学校は併せて245校だが、単独で給食を実施している学校(親子給食を含む)は小中学校計97校であり、栄養教諭等の配置数は45名である。一枚当たりの児童数の少ない学校が多いため兼務校の発令も多く、市町村では各学校と十分に連携をとりながら児童生徒へ指導を行うことが困難な状態である。一方、35の共同調理場で148校へ配送しており、栄養教諭の配置数は39名となっている。4校以上に配送している調理場が2校、内10校以上以上へ配送している調理場も3校あるが、児童生徒数0,000人以下のため栄養教諭等は各2名の配置しかない。また共同調理場の中には、いずれの学校からも距離があり、栄養教諭等が自分の本務校に出るにも自家用車での移動を余儀なくされるところもあるなど、単独校よりも不便な立地のところも多い。共同調理場の配置基準の見直しが必要であると考えられる。 ○本市においても、食物アレルギーを持つ児童生徒が増加しています。児童生徒に対して、学校給食の安全対応のため、栄養教諭、学校栄養職員の存在は不可欠です。また、生きる糧である食について理解するため、学校教育における食育活動の充実を図るには、専門知識を持つ栄養教諭、学校栄養職員が存在は大きいものです。本市では、栄養士未配置校が3校あります。内1校に市で栄養士を雇っています。残り2校は小規模校のため、栄養士の配置はありません。しかし、食物アレルギーを持つ児童がおり、教育委員会の栄養士が対応しています。学校給食の安全安心を担保するためにも栄養教諭、学校栄養職員の配置が必要です。 ○アレルギー対応を踏まえた献立作成の配慮や給食の各段階におけるチェック機能の教科、児童生徒ごとの個別対応プランの作成など、食物アレルギー等を有する児童生徒について、個々の状況に応じてきめ細やかな対応が求められ、栄養教諭が担うべき事務は、従来に比べて増加し多様化している。特に、共同調理場に係る栄養教諭等の定数は、学校数ではなく児童生徒数に応じて算出されることとなっているため、単独調理場と比べより人数の配置となっている。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
18	地方に対する規制緩和	教育・文化	高等学校等就学支援金に係る支給期間の要件緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、長期療養などやむを得ない理由により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	【制度の内容】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等過程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。 【支障事例等】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない理由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学前の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。平成28年度末で、平成26年度の制度開始から36月経過するため、平成29年度に入ると、上記理由により留年した者が重ねて修学する月数が、就学支援金制度の対象から外れることが現実として生じる。これまでも一定数の留年者が生じたことから、新年度も留年者が生じ得るため、早急な改善策の実施が必要である。	個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう要件を緩和することで、教育の機会均等を図る。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条	文部科学省	愛知県	北海道、青森県、岩手県、秋田県、静岡県、滋賀県、京都府、奈良県、島根県、岡山県、愛媛県、長崎県、宮崎県、沖縄県	○単位制の高等学校において、支給上限は卒業要件である74単位とされており、年度の途中から長期療養などやむを得ない理由により履修した単位を修得できなかった場合であっても、既に履修した分については単位取得の有無に関わらず支給上限の74単位に含まれる。そのため、再履修する場合には74単位を超え、就学支援金制度の対象から外れることとなる。支給期間の要件緩和と合わせて、早急な制度改善の実施が必要である。 ○提案県と同様の事象が当該県においても発生することが見込まれる。長期療養など生徒本人の責に帰すことのできない理由によって、留年した場合、就学支援金制度の趣旨に鑑み、生徒個々の事情を斟酌した上で支給期間の延長ができるよう要件を緩和すべしと考える。 ○就学支援金の支給期間の上限を超える理由には、病気による留年等やむを得ない場合があり、これらに該当する者も含め、一律に就学支援金の支給対象外とするのは、教育に係る経済的負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するという本制度の趣旨に相反している。よって、制度の趣旨に基づき、全ての高校生等が安心して教育を受けることができるよう支給上限を撤廃する必要がある。 ○本県においても、平成27年度に支給上限月数を超えて在学する生徒が生じており、その該当部分の支援金は支給されていない。病気等による長期療養などやむを得ず在学期数が支給上限月数を超える場合もあるため、柔軟に対応できる制度へ改正する必要がある。 ○本県の公立高校では、単位制課程は県立就学支援金交付要綱、学年制課程は県立高等学校授業料等減免取扱規則に基づき、就学支援金支給期間の36月(定時制等の場合は48月)を超えた者で、休学、負傷又は疾病の療養その他やむを得ない事情がある者について授業料を減免している。したがって、留年者が就学支援金の支給期間を超えたことで授業料を負担する事例は生じない仕組みとなっているが、教育の機会均等を図る観点からは、真にやむを得ない理由により就学支援金の支給期間を超える留年者については個々の事情を斟酌した上で支給期間を延長するなど要件緩和すべきである。 ○本県においても、平成29年度以降、病気等やむを得ない事由による休学、留学等の事由により、留年することで就学支援金支給対象外となる者が一定数見込まれる。高等学校の中退者に対しては、学び直し支援金で2年間の授業料支援の延長がある。教育の機会均等を図るため、やむを得ない事由による留年者に対しても授業料支援の延長が必要である。
223	地方に対する規制緩和	教育・文化	インクルーシブ教育の推進のための「学校施設環境改善交付金」の補助対象の見直し	学校施設環境改善交付金 大規模改造(障害児等対策)の対象に、高等学校を追加すること。	障がいのある生徒の県立高校進学率は増加傾向のため、施設面の障壁をなくすバリアフリー対策工事が急がれるが、高等学校は国の支援制度の対象となっていないため十分な対策ができない。	インクルーシブ教育の推進	・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項 ・学校施設環境改善交付金要綱第2条第2項(別表1-7~カ)	文部科学省	徳島県、滋賀県、大塚市、兵庫県、久米市、和歌山県、鳥取県、京都府、堺市、関西広域連合	埼玉県、広島県、島根県、福岡県、長崎県、宮崎県	○本県では新築や改修の際にエレベーターや多目的便所を整備しており、また、障壁のある生徒が入学又は在学することとなった場合にも必要に応じて整備している。H28.4.1に施行された障害者差別解消法では、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、社会的障壁を取り除くための、必要かつ合理的な配慮の不提供の禁止(国・地方公共団体は法的義務)となっていることから、速やかな対応するためにも国の支援制度が必要である。 ○本県内でも、車椅子の生徒が県立高等学校へ進学し、中学校でもエレベーターが設置されていたことから、バリアフリーにおいて、格差が生じることのないよう、エレベーターを設置した事例があるが、高等学校は国の支援制度の対象となっていないため多大な財政負担を強いられる。 ○本県では建物の改修に合わせて入口スロープや身障者用トイレ、エレベーター等の整備を進めている。エレベーターについては財源の課題もあり、平成28年4月1日時点における整備率は23%にとどまっている状況である。高等学校についても補助制度の対象とすることで、バリアフリー化の促進が図られる。 ○障害者差別解消法の施行を受けて、今後、障害者が高等学校に入学した際の合理的配慮として、エレベーター、スロープ等の整備をこれまで以上に進めることが求められる。特に、学校は、若年の特定の者しか利用しない施設で、学校新設時にエレベーターを整備していない場合が多く、現在でも未整備の学校が多く存在している。高等学校については、車いすを常用している生徒が入学してきた際に単独事業でエレベーター整備を行う増加と対応してきたが、現在でも8校中2校が未整備となっており、今後、対応が求められることが見込まれる。 ○障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律が施行され、今後、県立学校進学者が増加し、必要な施設整備費の増加も見込まれる。実際に、保護者から進学を希望している高校にエレベーターを設置してほしいとの要望も出ていることから、提案団体同様、学校施設環境改善交付金等国の財政措置を求めます。 ○学校からは、エレベーターやスロープ設置、トイレ改修等のバリアフリー化の要望があり、島根県では県単独事業で対応している。今後、インクルーシブ教育の推進や高校での通級による指導の制度化など、障がいのある生徒に対する施設整備の必要性は高まると考えられる。
42	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備に係る交付要綱の1本化	認定こども園は、H27年度より法的に単一の施設となり、施設基準も一体化されたことに伴い、施設整備に係る交付要綱も1本化していただきたい。	現在、認定こども園の保育園部分(2・3号認定児)は「保育所等整備交付金交付要綱」、幼稚園部分(1号認定児)は「認定こども園施設整備交付金交付要綱」に基づき補助事業を実施しているが、一体的な施設を不自然に分けることにより、事務の煩雑化のほかにも以下の支障が生じている。 1) 交付要綱が1本化されていないことによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないために交付金の有効活用ができず、内示後に工事内容の変更や定員の変更があっても交付額に反映できない。 2) 交付対象経費の違いによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないため、交付対象経費が異なり、結果的に法人に対する交付額が減る。 ⇒上記1)、2)の詳細について別添「参考資料」参照	1) 交付要綱が1本化することで利用しやすく、法人にも有利になり、幼稚園等の認定こども園への移行に弾みがつく。 2) 幼稚園等が認定こども園に移行しやすくなることにより、3歳未満児の受け皿が増加し、待機児童の解消に寄与する。	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱(認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	長岡市	旭川市、石狩市、福島県、柏市、神奈川県、奈良県、長野県、各務原市、瑞穂市、浜松市、滋賀県、八尾市、倉敷市、防府市、徳島県、徳島市、宇和島市、大分市、沖縄県	○所管が分かれていることにより、補助対象内外で疑義が生じた場合、それぞれに確認する必要があるなど事務が煩雑化している。また、保育園部分と幼稚園部分の共通部分の施設整備については、それぞれの定員で按分することとされており、所要額調査時点での検討していた定員を変更した形で整備を行った場合、交付金の額に反映できないケースも想定される。 ○園交付金が分かれていることのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計3つの補助制度が重複している。交付要綱の作成や内示スケジュールなどが省庁ごとに異なるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている状況にある。複数の交付金を併存させるのであれば、少なくとも省庁間で交付申請スケジュールや様式の統一を図るべきである。また、6月下旬に内示が出るのでは本年度で施設整備を終えることがほぼ不可能なスケジュールであるため、遅くとも5月中旬には内示が出るようスケジュールを見直すべきである。 ○幼保連携型認定こども園の整備については、平成27年度より、厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」および文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」により交付されることとなったが、前者は市町村への直接補助、後者は県を通じた間接補助となっており、整備補助が一元化されておらず、交付事務が煩雑となっている。平成28年度においては、保育所部分について「安心こども基金」を追加交付することにより交付事務の改善を図ることとされたが、幼稚園部分については「安心こども基金」の追加交付がされないため、本県においては交付を一元化できていない。 ○認定こども園施設整備交付金要綱によると、特殊附属工事について大型遊具や築山を認めるが、保育部分の安心こども基金や保育所等整備交付金はこれを認めないため、対象経費の算出が複雑化し、事業者、市町村に何らかの手直しを願うということがあった。 ○幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援新制度開始により法的に単一の施設となったにもかかわらず、施設整備に係る交付要綱が統一されておらず、保育園部分と幼稚園部分それぞれ手続きを行わなければならない支障が煩雑となっている。また、幼稚園部分の「認定こども園施設整備交付金交付要綱」が4月に、保育所部分の「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)」の運営についてが6月と、異なる時期に示されたことから、それぞれの補助内示日が異なる場合には、遅い内示日以降に工事に着手する必要があるため、法人による施設整備スケジュールに多大な影響が生じることとなる。 ○厚労省、文科省と所管が分かれ補助要綱が分かれていることで、それぞれの内示を持って事業に着手する必要があるが、補助の内示時期に開きがあるため、早急に工事を進める必要がある際も、着手が遅くなってしまう。 ○2重窓口により、情報伝達の遅さや、事務の煩雑化を招いている。事業を計画しても、なかなか前に進まないことが多い。 ○事業費を面積按分しているが、各室の用途変更により、按分率が変わり、結果として片方の内示額を満たすことができない等の支障が生じている。 ○現在、保育所等整備交付金を利用して幼保連携型認定こども園の増築工事を計画しているが、一体施設における保育園部分と幼稚園部分の区分けが困難で、補助額の概算算定が難しい状況であることから、事業計画等に支障がある。また、待機児童対策の一助として積極的な取組みをしている事業者の事業推進加速度を鈍化させている。施設整備交付金を1本化することにより、事業者にもわかりやすい制度となり、事業の促進につながるものと考えられる。 ○所管が分かれていることにより、補助対象内外で疑義が生じた場合、それぞれに確認する必要があるなど事務が煩雑化している。また、保育園部分と幼稚園部分の共通部分の施設整備については、それぞれの定員で按分することとされており、所要額調査時点での検討していた定員を変更した形で整備を行った場合、交付金の額に反映できないケースも想定される。 ○本県においても窓口が二重になり、二重の手続きとなって苦慮している。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
												団体名
285	B	地方に対する 規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化を求める。	交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町村の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 《参考》 保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県經由で市町村への間接補助	平成28年度の交付金に係る協議から、協議書様式が統一され、事務負担の軽減が図られたところであるが、同一の施設整備について2つの申請等を行わなければならないこと、また、供用部分について幼稚園部分と保育所部分の定員数等により按分して交付申請額を算定しなければならないことなど、依然として都道府県及び市町村において非効率な事務が生じていることから、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)を行うことを求める。	児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	北海道、岩手県、郡山市、茨城県、柏市、神奈川県、浜松市、鳥取県、倉敷市、防府市、徳島県、愛媛県、宇和島市、高知県、北九州市、大分市	平成28年度の交付金に係る協議から、協議書様式が統一され、事務負担の軽減が図られたところであるが、同一の施設整備について2つの申請等を行わなければならないことにより変わりなく、また、供用部分について幼稚園部分と保育所部分の定員数等により按分して交付申請額を算定しなければならないことなど、依然として都道府県及び市町村において非効率な事務が生じていることから、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)を行うことを求める。 ○幼保連携型認定こども園を新設する場合は、単一施設であるとして、中核市は認可し、その整備に補助を活用する場合、保育所部分は、厚生労働省、幼稚園部分は文部科学省に交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、供用部分については、交付申請にあたり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うなど、分かりにくい仕組みとなっている。 ○単一認可施設である「幼保連携型認定こども園」を「保育所部分」と「幼稚園部分」とに無理矢理に分け、それぞれの補助制度により事務を行うことは、事務が複雑になるほか、省庁縦割りの従来の考え方によるもので、幼保連携型認定こども園の制度創設の目的に反する。 ○所管が分かれていることにより、補助対象内外で疑義が生じた場合、それぞれに確認が必要が生じるなど事務が煩雑化している。また、保育園部分と幼稚園部分の共通する部分の施設整備については、それぞれの定員で按分することされており、所要額調査時点で検討していた定員を変更した形で整備を行った場合、交付金の額に反映できないケースも想定される。 ○国交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計3つの補助制度が重複している。交付要綱の作成や内示スケジュールなどが省庁ごとに異なるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている状況にある。 ○提案県と同様、二重の事務が発生しており、施設整備を行う園、市町、県において事務が煩雑化している。また、28年度の当県分の保育所等整備交付金対象事業については、保育所分は安心こども基金で措置され、小規模保育事業分については交付金事業として措置されており、より複雑な手続きが必要となっている。 ○認定こども園施設整備交付金要綱によると、特殊附属工事について大型遊具や築山を認めるが、保育部分の安心こども基金や保育所等整備交付金はこれを認めないため、対象経費の算出が複雑化し、事業者、市町村に何度か手直しを願うということがあった。また、安心こども基金の要綱の発出の遅れにより、教育部分の内示はあったが工事に着手できない状態が発生していた。
263	A	権限移譲	教育・文化	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲	認可及び認可に伴う指導権者と、給付対象施設としての確認及び給付費支給や確認監査による指導等を行う者が一元化していない煩雑さや重複感が、設置者にとって事務負担増と捉えられ、子ども・子育て支援新制度への移行が進まない要因になっている。 幼・保・小接続や教育・保育の質の向上に向け、近隣施設間の連携や研究・研修に取り組むにあたり、現在の市との関係性の弱さから個別園との信頼関係構築に時間を要す場合がある。 認可定員設定は、幼保連携型、保育所型、地方裁量型の認定こども園は市が、幼稚園型認定こども園と幼稚園は県が行うため、子ども・子育て支援事業計画における1号認定の量の見込みと確保方策の進行管理をいよいよ、幼稚園団体からも、教育ニーズに応じた政策的な園配置や定員設定を行うよう希望がある。 27年度提案の回答では、「私立幼稚園は市町村の区域を越えて利用されており、広域的な見地から配慮が必要」とのことであったが、指定都市のような大きな基礎自治体の私立幼稚園については市域内からの通園がほとんどであり、当該地域における幼児児童に係る需要動向を最も把握している基礎自治体である指定都市が主体的に認可判断を行うことが、むしろ住民・利用者のニーズに迅速かつ的確に対応できるものと考えられる。また、市域外から通園する幼児児童についても、幼稚園の実員から把握することや、保育所の管外保育のように必要に応じて近隣市町村との調整をすることが可能であることから、認可判断に支障はなく、市に認可権限を委譲することが、広域的見地を欠くとは限らないと考える。 また、幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、学校種別により手続き先が異なる影響は限定的である。 さらに、事務処理特例により対応可能とあったが、私学助成補助金の交付は事務処理特例で対応できず、本市が要望する包括的な権限・財源の移譲は実現しない。補助金交付が伴わない認可・指導権限の移譲では、実質的に行使できる権限の範囲は限られ、実効性の担保がない。	認可保育所等と同様、設置認可権限等を本市で一元管理することで、給付対象施設への移行促進、市民ニーズに応じた教育・保育資源の確保・充実、質の向上に向けた円滑な対応が可能となり、保育所待機児童解消の継続をはじめ、幼児教育行政と保育行政の総合的な施策推進が可能となる。	私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条、学校教育法第4条	文部科学省	指定都市市長会	浜松市	○子育て支援や教育等、市民生活に直結する事業については、基礎自治体が地域の実状やニーズに合わせた行政サービスを提供する必要があるが、私立幼稚園との関係性が脆弱なため、政策的な観点からのアプローチが困難になっている。また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、基礎自治体が「制度の趣旨である質の高い教育と保育を総合的に提供するためには、二元化している権限や窓口を一元化することが望ましい」。

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
6	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	基準病床数制度の見直しについて	国権限による全国一律の基準病床数の算定方法を都道府県が地域の実情に応じ、独自で加減算できるよう求める。	本市が属する広島中央二次保健医療圏は、人口に比して基準病床数が過少であることから、既存病床数が基準病床数を超える病床過剰地域とみなされており、新たな有床の病院等の参入を阻む障壁(規制)となっている。こうした病床過剰の状態にあるのは、当圏域に限ったことではなく、県内いずれの圏域も同様である。	基準病床数の算定根拠となっている医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の算定方法を、都道府県が地域の実情に応じ、独自に加減算することができれば、それぞれの地域医療のニーズに応じた病床を整備することが可能となり、地域住民の安全・安心の確保につながると考える。	・医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項、第4項及び第5項 ・医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の2 ・医療法施行規則第30条の30及び第30条の31	厚生労働省	東広島市	茨城県、埼玉県	○基準病床の算定に用いる地方ブロックごとの数値は、既存病床の多いところが高く、少ないところ低くなっている。本県も含めたブロックでは、既存病床数が少ないので低い基準となっており、結果として病床過剰とされている。その一方で、医療機関等の医療資源が大幅に不足している現状があるが、基準病床数のために新たな医療体制整備ができない。 ○都市部と地方では、医療を取り巻く環境は異なっており、特に、地方においては、地域に必要とする医療提供体制を確保するため、医師会・市町村など関係機関と協議された意見や内容、地域の医療実態などが尊重され、地域の実情に応じた地域医療構想が策定できるよう取り計らうことを現在国へ要望しているところである。
146	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療構想の必要病床数を踏まえた基準病床数の設定	地域医療構想で定める2025年の必要病床数について、速やかに基準病床数に反映させることで、基準病床数を上限とした病床の整備を可能とする。	国の推計では、横浜市の1日あたりの入院患者は、現在の1万9千人から2万5千人(約1.3倍)に急増する。それに伴い、市内の医療機関の病床数は、現在約2万3千床だが、2025年には約3万床(約1.3倍)の病床が必要となる。7千床の不足は、全国の市町村で最大規模である。さらに、入院患者数は2040年まで増え続けると推計されている。 新たな医療機関の整備には、病床の配分、建設用地の確保、建築許可、設計、工事、医療従事者の確保・養成などに少なくとも4～5年は要するため、次期医療計画(平成30～35年)の基準病床数に必要病床数を反映させなければ、2025年までに病院の整備が間に合わず、入院患者があふれてしまうため、将来の医療需要に応えることができなくなる。	2025年の必要病床数を速やかに反映することで、将来を見据えた計画的な病床整備ができるようになる。	医療法第30条の4、5、6、9、11	厚生労働省	横浜市	埼玉県、千葉県	○県内の複数の二次医療圏(構想区域)においては、必要病床数が基準病床数を上回っているが、将来に向けて病床整備を図ろうとしても、現在の人口等をもとに算定される基準病床数の制約を受けてしまっている。地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るためには、基準病床数の算定方法の見直しが必要である。 ○基準病床の算定に用いる地方ブロックごとの数値は、既存病床の多いところが高く、少ないところ低くなっている。本県も含めたブロックでは、既存病床数が少ないので低い基準となっており、結果として病床過剰とされている。その一方で、医療機関等の医療資源が大幅に不足している現状があるが、基準病床数のために新たな医療体制整備ができない。 また、本県では必要病床数が基準病床数を大きく上回っており、近い将来病床が不足することが見込まれているが、追加的に十分な病床を整備することができない。
145	A	権限移譲	医療・福祉	医療計画の策定権限等にかかる事務・権限の移譲	医療計画の策定及び医療審議会の設置にかかる事務の権限を都道府県から指定都市に移譲する。	人口規模が大きく、かつ複数の政令市を有する県においては、地域固有の医療課題、疾患別の医療提供体制、各医療機関の現状などを十分に把握することが困難であり、現行の医療計画策定権限が県のままでは、地域の実情を医療計画に反映させることが難しい。 370万人以上の人口規模を有し、地域課題も県内の他の圏域とは規模やその内容に大きな違いがある本市では、市域の課題に対して、独自性を発揮して取組を進めていく必要があるとして、保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系づけた中期的な指針として、よこはま保健医療プランを策定し、救急医療体制等を整備してきた。しかし、医療計画の推進に関する項目の決定には、市の保健医療協議会と県の医療審議会の両方に付議する必要がある、二重行政になっている。 地域医療構想におけるさまざまな課題を解決するには、二次医療圏や基準病床数の設定、さらに医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のための「既存医療機関が過剰な病床の機能区分に転換しようとする場合の対応」「地域医療構想調整会議における協議が調わない等、自主的な取組だけでは不足する機能の充足が進まない場合の対応」「稼働していない病床への対応」の権限についても合わせて、県から市に移譲されなければ、地域医療構想調整会議においてタイムリーな議論ができなくなる。	横浜市はこれまでも方面別の地域中核病院や救急医療体制の整備など、独自に医療政策を展開してきており、自ら医療計画を策定することで、より地域の実情を反映した計画ができる。	医療法第30条の4、5、6、9、11	厚生労働省	横浜市		



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
42	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備に係る交付要綱の1本化	認定こども園は、H27年度より法的に単一の施設となり、施設基準も一体化されたことに伴い、施設整備に係る交付要綱も1本化していただきたい。	現在、認定こども園の保育園部分(2・3号認定児)は「保育所等整備交付金交付要綱」、幼稚園部分(1号認定児)は「認定こども園施設整備交付金交付要綱」に基づき補助事業を実施しているが、一体的な施設を不自然に分けることにより、事務の煩雑化のほかにも以下の支障が生じている。 1) 交付要綱が1本化されていないことによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないために交付金の有効活用ができず、内示後に工事内容の変更や定員の変更があっても交付額に反映できない。 2) 交付対象経費の違いによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないため、交付対象経費が異なり、結果的に法人に対する交付額が減る。 ⇒上記1)、2)の詳細について別添「参考資料」参照	1) 交付要綱が1本化することで利用しやすく、法人にも有利になり、幼稚園等の認定こども園への移行に弾みがつく。 2) 幼稚園等が認定こども園に移行しやすくなることにより、3歳未満児の受け皿が増加し、待機児童の解消に寄与する。	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱(認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	長岡市	旭川市、石狩市、福島県、柏市、神奈川県、三条市、長野県、各務原市、瑞穂市、浜松市、滋賀県、八尾市、倉敷市、防府市、徳島県、徳島市、宇和島市、大分市、沖縄県	<p>○所管が分かれていることにより、補助対象内外で疑義が生じた場合、それぞれに確認する必要があるなど事務が煩雑化している。また、保育園部分と幼稚園部分の共通する部分の施設整備については、それぞれの定員で按分することとされており、所要額調査時点で検討していた定員を変更した形で整備を行った場合、交付金の額に反映できないケースも想定される。</p> <p>○国交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計3つの補助制度が重複している。交付要綱の作成や内示スケジュールなどが省庁ごとに異なるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている状況にある。複数の交付金を併存させるのであれば、少なくとも省庁間で交付申請スケジュールや様式の統一を図るべきである。また、6月下旬に内示が出るのは単年度で施設整備を終えることがほぼ不可能なスケジュールであるため、遅くとも5月中旬には内示を出せるようスケジュールを見直す必要がある。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の整備については、平成27年度より、厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」および文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」により交付されることとなったが、前者は市町村への直接補助、後者は県を通じた間接補助となっており、整備補助が一元化されておらず、交付事務が煩雑となっている。平成28年度においては、保育所部分について「安心こども基金」を追加交付することにより交付事務の改善を図ることとされたが、幼稚園部分については「安心こども基金」の追加交付がされないため、本県においては交付を一元化できない。</p> <p>○認定こども園施設整備交付金要綱によると、特殊附帯工事について大型道具や登山を認めるが、保育部分の安心こども基金や保育所等整備交付金はこれを認めないため、対象経費の算出が複雑化し、事業者、市町村に何度か手直しを願うということがあった。</p> <p>○幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援新制度開始により法的に単一の施設となったにもかかわらず、施設整備に係る交付要綱が統一されておらず、保育園部分と幼稚園部分それぞれ手続きを行わなければならないなど事務が煩雑となっている。また、幼稚園部分の「認定こども園施設整備交付金交付要綱」が4月に、保育所部分の「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運用について」が6月と、異なる時期に示されたことから、それぞれの補助内示日が異なる場合には、遅い内示日以降に工事に着手する必要があるため、法人による施設整備スケジュールに多大な影響が生じることとなる。</p> <p>○厚労省、文科省と所管が分かれ補助要綱が分かれていることで、それぞれの内示を待つ必要が生ずる必要があるが、補助の内示時期に開きがあるため、早急に工事を進める必要がある際も、着手が遅くなるという状況が生じている。</p> <p>○2重窓口により、情報伝達の遅さや、事務の煩雑化を招いている。事業を計画しても、なかなか前に進まないことが多い。</p> <p>○事業費を面積按分しているが、各室の用途変更により、按分率が変わり、結果として片方の内示額を満たすことができない等の支障が生じている。</p> <p>○現在、保育所等整備交付金を利用して幼保連携型認定こども園の増築工事を計画しているが、一体施設における保育園部分と幼稚園部分の区分けが困難で、補助額の概算算定が難しい状況であることから、事業計画等に支障がある。また、待機児童対策の一助として積極的な取組みをしている事業者の事業推進速度を鈍化させている。施設整備交付金を1本化することにより、事業者にもわかりやすい制度となり、事業の促進につながるものと考えられる。</p> <p>○所管が分かれていることにより、補助対象内外で疑義が生じた場合、それぞれに確認する必要があるなど事務が煩雑化している。また、保育園部分と幼稚園部分の共通する部分の施設整備については、それぞれの定員で按分することとされており、所要額調査時点で検討していた定員を変更した形で整備を行った場合、交付金の額に反映できないケースも想定される。</p> <p>○本県においても窓口が二重になり、二重の手続きとなって苦慮している。</p>
285	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化を求めている。	交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにもかかわらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町村の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにもかかわらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 《参考》 保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助	平成28年度の交付金に係る協議から、協議書様式が統一され、事務負担の軽減が図られたところであるが、同一の施設整備について2つの申請等を行わなければならないこと、また、供用部分について幼稚園部分と保育所部分の定員数等により按分して交付申請額を算定しなければならないことなど、依然として都道府県及び市町村において非効率な事務が生じていることから、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)を行うことを求める。	児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	北海道、岩手県、郡山市、茨城県、柏市、神奈川県、長岡市、浜松市、鳥取県、倉敷市、防府市、徳島県、徳島市、愛媛県、宇和島市、高知県、北九州市、大分市	<p>○平成28年度の交付金に係る協議から、協議書様式が統一され、事務負担の軽減が図られたところであるが、同一の施設整備について2つの申請等を行わなければならないことには変わりなく、また、供用部分について幼稚園部分と保育所部分の定員数等により按分して交付申請額を算定しなければならないことなど、依然として都道府県及び市町村において非効率な事務が生じていることから、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)を行うことを求める。</p> <p>○幼保連携型認定こども園を新設する場合は、単一施設であるとして、中核市は認可し、その整備に補助を活用する場合、保育所部分は、厚生労働省、幼稚園部分は文部科学省に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うなど、分かりにくい仕組みとなっている。</p> <p>○単一認可施設である「幼保連携型認定こども園」を「保育所部分」と「幼稚園部分」とに無理矢理に分け、それぞれの補助制度により事務を行うことは、事務が複雑になるほか、省庁割りの従来の考え方によるもので、幼保連携型認定こども園の制度創設の目的に反する。</p> <p>○所管が分かれていることにより、補助対象内外で疑義が生じた場合、それぞれに確認する必要があるなど事務が煩雑化している。また、保育園部分と幼稚園部分の共通する部分の施設整備については、それぞれの定員で按分することとされており、所要額調査時点で検討していた定員を変更した形で整備を行った場合、交付金の額に反映できないケースも想定される。</p> <p>○国交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計3つの補助制度が重複している。交付要綱の作成や内示スケジュールなどが省庁ごとに異なるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている状況にある。</p> <p>○提案県と同様、二重の事務が発生しており、施設整備を行う園、市町、県において事務が煩雑化している。また、28年度の当県分の保育所等整備交付金対象事業については、保育所部分は安心こども基金で措置され、小規模保育事業分については交付金事業として措置されており、より複雑な手続きが必要となっている。</p> <p>○認定こども園施設整備交付金要綱によると、特殊附帯工事について大型道具や登山を認めるが、保育部分の安心こども基金や保育所等整備交付金はこれを認めないため、対象経費の算出が複雑化し、事業者、市町村に何度か手直しを願うということがあった。また、安心こども基金の要綱の発出の遅れにより、教育部分の内示はあったが工事に着手できない状態が発生していた。</p>
57	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護職員処遇改善加算の対象サービス(職種)の拡大	当該加算の非算定サービス(職種)を撤廃する。  (非対象サービス) (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売 (介護予防)居宅療養管理指導 居宅介護支援 介護予防支援	【支障事例】 名称にあるとおり介護職員に限定された加算であり、多職種が在籍する施設では非対象となる職員(事務職員、看護職員、理学療養士、作業療法士、介護支援専門員等)との不公平感が事業者にとって使いづらいとの声がある。 平成27年10月～11月に長野県が実施した報酬改定影響調査によると、当該加算を申請しなかった事業所の58%がこの不公平感を掲げており、法人によっては持ち出しですべての職種に適用したり、まったく申請しないところもある。  【制度改正の必要性】 当該加算は他の加算と異なり、新たな職員の配置を要件としておらず、また、キャリアパス要件や人材育成、環境改善等、介護の質の向上を図るためにも非常に有効であるから、全サービス(職種)に拡大するべきである。	単なる介護報酬単価の引き上げではなく努力した事業所を評価することにより、事業所全体の職員のモチベーションやサービスの質、給与アップに繋がる。	・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10厚生労働省告示第19号)  ・介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(27.3.31老発0331第34号)	厚生労働省	長野県	岩手県、栃木市、軽井沢町、名古屋市、京都府、島根県、高知県、大村市、宮崎県	<p>○本市においても、介護関係施設において看護職を雇用するのは非常に厳しいことを施設の方から聞きませす。介護職にかか加算がなく看護職にのみ加算がないと、処遇の面でますます苦しくなり、看護職を雇用するためには、施設独自の持ち出し分が余計に発生することになり、経営を圧迫する要因の一つになってきてしまうので、不公平感のないように、当該加算の非算定職種の撤廃をしていただきたい。</p> <p>○施設運営者、従業者からも同様の意見は聞くことが多い。介護はチームで行うため、関係職員が処遇改善加算の対象になることが望ましいと考える。</p> <p>○提案団体の状況と同じであり、多職種が在籍する施設では非対象となる職員との不公平感が事業者にとって使いづらいとの声がある。</p> <p>また、法人によっては持ち出しですべての職種に適用したり、まったく申請しないところもある。</p> <p>○同一施設内において、加算に差があることは、職員間の不公平感に繋がっているという声を、事業所職員から聞いている。</p> <p>また、人材不足の折、介護保険施設の医療系職種を募集しても加算がつかないことは、より人材確保を困難にしている。</p> <p>○名称にあるとおり介護職員に限定された加算であり、多職種が在籍する施設では非対象となる職員(事務職員、看護職員、理学療養士、作業療法士、介護支援専門員等)との不公平感があるという声がある。</p> <p>○本市でも、提案団体と同様で、介護職員以外の他職種が多く在籍する施設では、非対象となる職員との不公平感が事業者にとって、現実的に加算を算定できないとの声がある。</p> <p>急速な高齢化を見据え、更なる介護人材を確保するには、介護人材の処遇改善の拡充が必要である。当該加算の適用は、介護人材の処遇改善につながるだけでなく、介護人材のモチベーションや介護の質の向上にとって有効であり、介護職員以外の他職種にも加算の適用を実施する必要性は高い。</p> <p>○介護職だけでなく看護職員や理学療法士などの確保も困難な状況。加算を利用しない事業者においては、職種によって差が生じることを理由のひとつとしている。</p> <p>○本県が行った「介護保険制度改正に係る影響等調査」においても、介護職員処遇改善加算の対象職種の拡大や基本報酬に含めることを求める声が多かった状況があり、提案の趣旨に賛同する。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
161	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という)については、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保等推進のため創設された。当基金は3つの事業区分に分けて配分されるが、区分ごとの配分に本府の実績や意向が反映されず偏りがあるため、地域の実情に応じた基金活用の妨げとなっている。(区分1)地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(区分2)居宅等における医療の提供に関する事業(区分3)医療従事者の確保に関する事業	基金の各区分間の弾力的な配分を実現することにより、当基金の効率的な活用が可能になり、地域課題に応じた病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保等を図ることができる。	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	厚生労働省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、奈良県、徳島県、京都府、関西広域連合	青森県、岩手県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、奈良県、徳島県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県	<p>○国から、3つの事業区分ごとに配分がなされるが、この配分に本県の意向や実績が反映されず偏りがあるため、地域の実情に応じた基金活用の支障となっている。</p> <p>○本県においても、平成27年度は区分1には要望額どおりの配分が行われたが、区分2及び区分3については、要望額の7割程度の配分となったため、事業の縮小等を検討した経緯がある。事業区分ごとの配分を改め、事業区分間の弾力的な調整を可能にすることで、地域の実情や状況変化に対応した事業展開が可能となる。</p> <p>○地域医療構想に基づく病床機能の調整は、丁寧に行うことが必要で時間を要するため、区分1への重点配分の方針は現時点では時期尚早である。一方で区分Ⅲの医療従事者の確保に関する事業は、要望を下回る内示となっており、区分間の弾力的な配分がなされれば、医療従事者の確保等の事業費を確保することができる。</p> <p>○地域医療介護総合確保基金事業には、国庫補助金から多数の事業が振り替えられており、その多くが医療従事者の確保に関する事業である。また、切れ目のない医療提供体制を構築するため、在宅医療の推進及び医療従事者の確保が不可欠であり、それらの事業については継続して実施する必要がある。一方で、平成27年度は、病床の機能分化・連携を推進するための基金整備事業へ重点配分することとし、また、事業区分間の額の調整はできないこととされていたことから、在宅医療の推進及び医療従事者の確保に関する事業については、事業規模を縮小して実施したところである。</p> <p>○基金については、医療介護総合確保法で定める「地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築する」という目的に供されるべきところである。一方で本県への区分ごとの配分額と、医療関係者等からの提案をもとにした基金要望額に開きがあるため、本県の地域の実情に応じた基金事業の実施に支障が生じている。</p> <p>○医師不足が著しい本県においては、医師確保が重要な課題であるが、地域医療介護総合確保基金は各区分間での配分額の調整ができないため、医師確保に係る区分Ⅲの事業が他の区分の事業より優先度が高い場合であっても、配分額の制約により廃止・縮小せざるを得ない状況となっている。</p> <p>○本県は高齢化が全国に比べて10年早く進んでおり、高齢単身世帯も多いことから、在宅医療提供体制の構築や医療従事者の確保は非常に重要であり、そうした中、平成27年度基金(医療分)内示において、事業区分1、2、3のうち区分1に過度に重点化された上、26年度は認められた事業区分間の額の調整が、27年度は不可とされたことにより、他の事業費が十分確保されないという支障が生じている。</p> <p>○現在、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業に重点配分されているが、本県では、医療従事者の確保が大きな課題であり、事業を重点的に実施していく必要がある。地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となれば、基金が効果的に活用することができる。</p> <p>○本県においても病床機能の分化・連携を進めるうえでの、受け皿となる在宅医療の充実や医療人材の確保が喫緊のより大きな課題となっており、事業区分間の額の調整を認めると地域の実情に応じた柔軟な活用が出来るよう制度改正等実施いただきたい。</p> <p>○高齢者の増加や医療従事者の偏在により地域医療は危機的な状況であるが、医療従事者の確保対策や在宅医療の推進など地域医療の提供体制を整備するための取組みに必要な財源を十分に確保できていない。離島や中山間地域では、在宅医療を含む地域医療体制の整備や医療従事者の確保が重要な課題となっており、基金の配分にあたっては、病床の機能分化・連携を推進するための基金整備に重点化することなく、こうした都道府県の実情に応じた配分が必要と考える。また、訪問診療の困難な周辺部に住む高齢者の住まい対策やドクターヘリの活用など、地域の実情に応じた様々な取組みに基金が柔軟に活用できるようにする必要があると考える。</p> <p>○本基金(医療分)は、事業区分1への極端な重点配分や、区分間の額の調整禁止など、基金制度に制約が多いことから、本基金を地域の医療課題に対して十分に活用できていない。地域に必要な医療提供体制の構築に向けて、事業区分1への予算配分拡大など地域の実情に応じて柔軟に活用できる基金制度への見直しが必要と考える。</p> <p>○各都道府県の実施する事業は、法律上(総合確保法)は5つの事業区分であるが、各区分間の弾力的な運用ができないこと、国が示した事業メニューの実施を求められるなど、都道府県計画作成の意義を損ない、創意工夫が働かない。</p>
164	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金【共通】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金【共通】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金については、「医療」区分と「介護」区分に区別されて運用されている。地域医療構想実現のためには在宅医療・介護ともに充実することが大前提であり、医療分・介護分の垣根なく、各事業区分間の配分額調整を地域の実情に応じて弾力的に認める仕組みとするべき。	基金の各区分間の弾力的な配分を実現することにより、当基金の効率的な活用が可能になり、医療分・介護分の垣根なく、地域課題に応じた事業の推進を図ることができる。	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	厚生労働省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、奈良県、徳島県、京都府、関西広域連合	いわき市、茨城県、栃木県、千葉県、静岡県、鳥取県、徳島県、鹿児島県、鹿児島県	<p>○介護分については、国の27年度補正予算において積み増しが行われる等、余裕のある配分がなされている一方で、医療分については県の要望を下回る配分がなされ、事業の縮小等が必要となる状況となっている。</p> <p>○国が示す地域医療構想策定ガイドラインにおいても、同構想の実現に向けた施策の財源として地域医療介護総合確保基金を位置づける中で、同基金については、「医療」・「介護」の分野があり、更にそれぞれの分野においても事業区分が分かれ、分野・区分間の流用が不可能な状態となっている。本県においては、構想策定の過程の中で、在宅医療等をはじめとした地域包括ケアシステムの構築の推進や医療・介護のこれまで以上の連携の必要性を訴える意見等が有識者から出されている。構想策定後の地域医療構想調整会議においても同様の意見等が出されることを見込まれ、構想の達成に効果的な施策を速時に実行するためにも、基金の弾力的な運用を可能とする必要がある。</p> <p>○高齢者の増加や医療従事者の偏在により地域医療は危機的な状況であるが、医療従事者の確保対策や在宅医療の推進など地域医療の提供体制を整備するための取組みに必要な財源を十分に確保できていない。離島や中山間地域では、在宅医療を含む地域医療体制の整備や医療従事者の確保が重要な課題となっており、基金の配分にあたっては、病床の機能分化・連携を推進するための基金整備に重点化することなく、こうした都道府県の実情に応じた配分が必要と考える。また、訪問診療の困難な周辺部に住む高齢者の住まい対策やドクターヘリの活用など、地域の実情に応じた様々な取組みに基金が柔軟に活用できるようにする必要があると考える。</p> <p>○各都道府県の実施する事業は、法律上(総合確保法)は5つの事業区分であるが、各区分間の弾力的な運用ができないこと、国が示した事業メニューの実施を求められるなど、都道府県計画作成の意義を損ない、創意工夫が働かない。</p>
167	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金の運用緩和	地域医療介護総合確保基金(医療分)について、各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとする。	【具体的な支障事例】 病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保等を推進するため、消費税増収分を活用した、地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という)が創設された。本県においても基金事業計画を策定し、医療及び介護の総合的な確保を図っているところ。 基金は、下記の3つの事業区分に分けて配分された。平成27年度は、「区分1」には余裕ある配分がなされた一方で、「区分2」、「区分3」では要望額の約5割しか配分されず、本県の実情や意向が反映されなかった結果となった。加えて、内示の際に3つの事業区分間の額の調整ができずと通知されたため、「区分2」、「区分3」で事業を縮小(廃止)することとなった。	本県では、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年(2025年)までに、人口が約17万人減少する一方65歳以上の高齢者人口は約10万人増加し、県内人口の3割以上が高齢者となり、医療・介護サービスの需要が一層増大することが予測されている。制度改正によって、医療従事者の人材育成や人材確保が進み、増大する需要への対応が図られる。	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱 平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付の内示について	厚生労働省	岐阜県	青森県、岩手県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、大阪府、鳥取県、徳島県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、大分県、鹿児島県	<p>○国から、3つの事業区分ごとに配分がなされるが、この配分に本県の意向や実績が反映されず偏りがあるため、地域の実情に応じた基金活用の支障となっている。</p> <p>○本県においても、平成27年度は区分1には要望額どおりの配分が行われたが、区分2及び区分3については、要望額の7割程度の配分となったため、事業の縮小等を検討した経緯がある。事業区分ごとの配分を改め、事業区分間の弾力的な調整を可能にすることで、地域の実情や状況変化に対応した事業展開が可能となる。</p> <p>○地域医療構想に基づく病床機能の調整は、丁寧に行うことが必要で時間を要するため、区分1への重点配分の方針は現時点では時期尚早である。一方で区分Ⅲの医療従事者の確保に関する事業は、要望を下回る内示となっており、区分間の弾力的な配分がなされれば、医療従事者の確保等の事業費を確保することができる。</p> <p>○地域医療介護総合確保基金事業には、国庫補助金から多数の事業が振り替えられており、その多くが医療従事者の確保に関する事業である。また、切れ目のない医療提供体制を構築するため、在宅医療の推進及び医療従事者の確保が不可欠であり、それらの事業については継続して実施する必要がある。一方で、平成27年度は、病床の機能分化・連携を推進するための基金整備事業へ重点配分することとし、また、事業区分間の額の調整はできないこととされていたことから、在宅医療の推進及び医療従事者の確保に関する事業については、事業規模を縮小して実施したところである。</p> <p>○基金については、医療介護総合確保法で定める「地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築する」という目的に供されるべきところである。一方で本県への区分ごとの配分額と、医療関係者等からの提案をもとにした基金要望額に開きがあるため、本県の地域の実情に応じた基金事業の実施に支障が生じている。</p> <p>○医師不足が著しい本県においては、医師確保が重要な課題であるが、地域医療介護総合確保基金は各区分間での配分額の調整ができないため、医師確保に係る区分Ⅲの事業が他の区分の事業より優先度が高い場合であっても、配分額の制約により廃止・縮小せざるを得ない状況となっている。</p> <p>○本県は高齢化が全国に比べて10年早く進んでおり、高齢単身世帯も多いことから、在宅医療提供体制の構築や医療従事者の確保は非常に重要であり、そうした中、平成27年度基金(医療分)内示において、事業区分1、2、3のうち区分1に過度に重点化された上、26年度は認められた事業区分間の額の調整が、27年度は不可とされたことにより、他の事業費が十分確保されないという支障が生じている。</p> <p>○医療従事者の確保・養成のための事業など、地域において必要性の高い事業をそれぞれの地域の実情に応じて柔軟に実施することができる。</p> <p>○高齢者の増加や医療従事者の偏在により地域医療は危機的な状況であるが、医療従事者の確保対策や在宅医療の推進など地域医療の提供体制を整備するための取組みに必要な財源を十分に確保できていない。離島や中山間地域では、在宅医療を含む地域医療体制の整備や医療従事者の確保が重要な課題となっており、基金の配分にあたっては、病床の機能分化・連携を推進するための基金整備に重点化することなく、こうした都道府県の実情に応じた配分が必要と考える。また、訪問診療の困難な周辺部に住む高齢者の住まい対策やドクターヘリの活用など、地域の実情に応じた様々な取組みに基金が柔軟に活用できるようにする必要があると考える。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
284	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金の改善(早期の配分と弾力的な運用)	都道府県が、年度当初から事業を実施できるよう、交付スケジュールを見直すとともに、地域の実情に合わせた弾力的な運用などニーズに合わせた幅広い活用や、各事業区分間の融通などを可能とすることを求める。	基金の内示時期が、27年度の医療分の内示は7/17及び10/26(新規事業は9月補正対応)、28年度も、現時点では6~7月と言われており、新規事業は9月補正にせざるを得ず、十分な事業期間が確保できない。 内示時に事業区分ごとの金額が指定され、区分間の融通ができないため、地域の実情にあわせた運用ができない。 28年度、本県からは医療分の事業区分Ⅱ・Ⅲ合計で約23億円を要望し、県の28年度当初予算で既に約21億円を計上済だが、現時点で国から担保されているのは、約12億円(国庫補助事業からの振替相当額)のみで、どの程度上乗せされるかは、国の内示まで不明。このため、県の補助交付決定等は、内示後にせざるを得ず、新規事業の本格的な調整も、内示後でないとい困難で、事業執行に支障をきたしている。 また、介護分でも、昨年度、介護ロボット導入支援事業について事業開始が11月となった。また、補助対象となるロボットや、補助金額の上限(10万円)が決められており、知名度の高いコミュニケーションロボットが対象外であったり、対象であっても、種類によっては価格に比して小額の補助しかできない等の課題から申請件数が伸びなかった。	年度当初から、必要な事業を全て実施できるようになるとともに、医療従事者の確保・養成のための事業など、地域で必要性の高い事業を優先的に実施できるようになり、貴重な財源が有効に活用される。地域の実情に応じた多彩なニーズへの柔軟な対応を可能とすることにより、個性性の高い、効果的な地域包括ケアシステムの構築、運用が期待できる。	地域医療介護総合確保促進法	厚生労働省	神奈川県	石狩市、岩手県、茨城県、栃木県、埼玉県、横浜市、山梨県、長野県、静岡県、名古屋府、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、鹿児島県	<p>○予算の性格上、新規事業は補正予算要求によらなければならないと考えるが、事業を円滑に進めるため、各都道府県が少なくとも9月補正予算で対応できるよう早期の内示が必要である。医師不足が著しい青森県においては、医師確保が重要な課題であるが、地域医療介護総合確保基金は各区分間での配分額の調整ができないため、医師確保に係る区分Ⅲの事業が他の区分の事業より優先度が高い場合であっても、配分額の制約により廃止・縮小せざるを得ない状況となっている。</p> <p>○介護分の内示の時期が6月であり、例えば本県が実施している小学生親子向け介護の仕事を親子見学会は夏休み前の7月上旬に周知しなければならないが、委託業者と契約もできず十分な周知期間がとれず事業実施に支障をきたす状況となっている。このため、年度当初から事業を実施できる交付スケジュールの見直しが必要である。</p> <p>本県においても、原則、国の内示後の事業着手としているが、現在予定されている7月頃の内示であると、実質的に事業期間が半年程度となり、効果的な事業実施に支障をきたすことが懸念される。内示の時期を早め、十分な事業期間を確保することにより、より地域の実状を反映した各事業の効率的な実施が可能となる。</p> <p>○内示がなされるまでは各事業への配分額の調整ができないため、事業の執行ができず、平成27年度は十分な事業期間が確保できない事業もあつた。また、切れ目のない医療提供体制を構築するため、在宅医療の推進及び医療従事者の確保が不可欠であり、それらの事業については継続して実施する必要がある。一方で、国は、平成27年度は、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業へ重点配分することとし、また、事業区分間の額の調整はできないこととされていたことから、在宅医療の推進及び医療従事者の確保に関する事業については、事業規模を縮小して実施したところである。</p> <p>○本市の平成28年度予算を組む段階において、新規事業について地域医療介護総合確保基金の対象となるか否か不明であった。予算編成後、介護人材確保に関する懇談会の設置については、国のメニュー表において実施主体が「都道府県」とされていることから、基金の対象とならないことが判明したため、事業の執行に支障をきたしている。</p> <p>○基金内示が年度始まってからになることにより、新規事業の開始に支障を来している。</p> <p>○神奈川県が示すとおり、基金の内示時期が、27年度の医療分の内示は7/17及び10/26、28年度も、現時点では6~7月とされており、当初予算で要求している一部事業(主に人件費件ソフト事業)を除き、9月補正にせざるを得ず、十分な事業期間が確保できない。また、基金の配分が厚生労働省の単年度査定によるものであるため、財源としての安性を欠いており、特に、継続的な支援が必要な事業区分Ⅱ(在宅医療の推進)、Ⅲ(医療人材確保)のソフト事業(人件費を伴うもの)については、事業者にとっては長期的な予定が立てづらい状況である(県の財政状況も厳しく、単県による支援も難しい状況)。今後は、単年度の配分ではなく、例えば3年毎、5年毎など、まとまった額を一括して配分されるよう検討をお願いしたい(事業者にとっては長期的な見通しが立てやすくなるほか、都道府県にとっても基金関係の事務の負担軽減につながる。事業計画の策定やそのためのヒアリングなどを毎年度実施するのは、都道府県にとっても多大なる負担)。</p> <p>○事業費を面議投分しているが、各室の用途変更により、按分率が変わり、結果として片方の内示額を満たすことができない等の支障が生じている。</p> <p>○本県でも、27年度においては、医療分の基金の内示が7月と遅かった上、2回に分けて内示があつたことに加え、配分額の事業区分間の融通が認められなかったことで事業者に負担をかけるケース(事業費やスケジュールの再調整、2回の交付決定処理など)が多々生じた。28年度も内示が遅れる見通しであり、事業の円滑な執行に支障をきたさないか危惧するところである。</p> <p>○県からの補助協議が6月にあり、内示はそれ以降になっているため、事業の開始が年度後半に集中してしまう。マンパワーが不足している中では、対応に苦慮している。各事業区分についても、医療なのか、介護なのか迷う部分があるため、その他の項目としてもう少し対象範囲を拡大してほしい。</p> <p>○本県は高齢化が全国に比べて10年早く進んでおり、高齢単身世帯も多いことから、在宅医療提供体制の構築や医療従事者の確保は非常に重要であり、そうした中、平成27年度基金(医療分)内示において、事業区分1、2、3のうち区分1に過度に重点化された上、26年度は認められた事業区分間の額の調整が、27年度は不可とされたことにより、他の事業費が十分確保されないという支障が生じている。</p> <p>○基金の内示時期が、27年度の医療分の内示は7/17及び10/26(新規事業は9月補正対応)、28年度も、現時点では6~7月と言われており、年度当初から、必要な事業を全て実施することができない。また、医療従事者の確保・養成のための事業など、地域において必要性の高い事業をそれぞれの地域の実情に応じて柔軟に実施することができない。</p> <p>○県の9月補正が前提となる現行のスケジュールでは、基金を財源とする新規事業は11月以降の実施とせざるを得ない状況であり、事業を実施するうえで支障となっている。2025年に向けた医療提供体制の確保のために必要な事業については、年度当初から執行できるように交付スケジュールを見直すべきである。また、地域によって課題はさまざまであることから、その解決に向けて都道府県による弾力的な運用を認めるべきである。</p> <p>○本県でも補正予算対応となり、事業実施期間が短くなる事例がある。特に新規事業については、既存事業と比べて、事業規模が確定しないこと、新規事業の執行の可否が不明なことから、補正予算での対応となっている。</p> <p>○基金の内示時期を早めることで事業期間を確保でき、人材育成など事業の効果が高めることができる。また、事業区分Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの内示額を、地域の実情により弾力的な運用(区分間の活用)ができるようにしていただきたい。</p> <p>○事業区分2・3に係る継続事業については、年度当初から着手せざるを得ない事業が存在する一方で、内示の時期が遅く、かつ、配分の見通しが不透明であることから、円滑な事業執行に支障を来している。</p> <p>○交付時期が遅いことや、内示を受けるまで基金規模の見通しが立たないことから、事業実施に支障が生じている。基金事業を円滑に実施するため、あらかじめ事業実施に必要な基礎的な額の配分を確保するとともに、内示時期を前年度中に早めるなど、基金の配分に係る仕組みを見直すこと。</p> <p>○交付決定時期が遅いことから、関係機関・団体等による事業の実施が遅れ、事業実施に当たって苦慮しているため、運用について見直すべき。</p> <p>○基金の交付決定時期が遅いことや、内示を受けるまで基金規模の見通しが立たないことが、円滑な基金事業の実施を図る上で障害となっており、新規事業の予算計上や取りかかりが遅れ、事業効果が出にくくなっている。</p> <p>また、本県では、基金(医療分)の対象事業(病床機能分化・連携推進、在宅医療充実、医療従事者確保・養成)のほか、救急医療や災害医療の確保、高度医療への対応など、他の分野においても課題を抱えているが、基金制度に制約が多く、本基金を地域の医療課題に対して十分に活用できていない。</p> <p>地域に必要な医療提供体制の構築に向けて、対象事業の範囲拡大など地域の実情に応じて柔軟に活用できる基金制度への見直しが必要と考える。</p> <p>○基金の内示時期が年度途中となっており、県の予算編成スケジュールとの乖離が生まれている。また、区分1に重点配分されるという方針となっているため、区分2及び区分3への配分額が本県の事業必要量に対して過少となっている事業区分間の調整もできないことから、本県の実情にあった事業の実施ができている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
180	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業における長時間開所加算の要件緩和について	児童の安全安心な居場所を確保するため、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算について、平日5時間を超えた時間について加算されるよう要件を緩和	【現状】 平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」施行され、留守家庭児童育成クラブ(以下「育成クラブ」)の入所が「小学生」まで拡大された。政府の掲げる「一億総活躍社会の実現」に向けて、今まで以上に放課後児童育成事業の質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保する必要があるが、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算については、1日6時間を超え、かつ18時間を超える時間が要件とされている。 【支障事例】 本県の育成クラブは、平日12時～14時の間に開所するクラブが全体の8割を占めている一方、約60%のクラブが18時から19時に閉所する。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間加算の要件を満たすことができない施設が多数を占めており、補助要件が現実とあてはまらないと思われる。 ※本県の育成クラブ895箇所のうち、長時間開所加算は60箇所で約6.7%としか活用できていない。	本県の育成クラブのうち、46%が5時間以上開設していること、上記から5時間開設すると17時から19時まで開設すれば加算が当たることから、延長するインセンティブになり、児童の安全・安心な居場所づくりが促進される。	放課後児童健全育成事業「放課後児童支援員等処遇改善等事業」補助要綱 4 実施方法	厚生労働省	兵庫県、川西市	<p>柏市、長野市、宇部市、久留米市、八女市、徳島県</p> <p>○本県の放課後児童クラブのうち、91%が平日に5時間以上開設しており、要件が緩和されれば加算に当たることから、更に、土曜日の開館時間を延長するインセンティブになり、児童の安全・安心な居場所づくりが促進される。 ○本県の放課後児童クラブは、平日12時～14時の間に開所するクラブが全体の5割を占めている一方、6割のクラブが18時から19時に閉所する。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間開所加算の要件を満たすことができない施設が多数を占めており、補助要件が現実とあてはまらないと思われる。※本県の放課後児童クラブ161箇所のうち、長時間開所加算は54箇所で約35%しか活用できていない。 ○当市の学童保育の開所時間は、13時30分～19時までの5時間30分のため、現行の規定では補助金の対象外となってしまう。平日に学校が終わる時間を考えると、一日の開所時間は6時間～5時間30分が一般的であり、6時間という規定は現実的ではないと思われる。 ○本市の学童保育クラブは、平日14時に開所し、18時30分から19時に閉所します。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間加算の要件を満たすことができません。 ○本市の学童保育所においても、平日は最大で6時間までの開所しかしておらず、6時間を超えていないため該当しない、時間の緩和を希望する。 ○本市の放課後放課クラブは、平日は13時に開所し延長保育が19時までとなっている。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間加算の要件を満たすことができない。</p>
250	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療の推進(国等が保有する医療関連データの利活用)	国が保有するNDBデータ(レセプト情報・特定健診等の情報)について、地方自治体が高齢者医療確保法に基づき医療費適正化計画を策定するにあたり、地方自治体でデータ提供を受ける手法を具体的に確立し、提供の迅速化を図ることを求める。 また、同法に基づく指針に規定する本来目的以外の利用であっても、地方自治体が健康増進計画の策定等のための調査分析等に利用する場合には、有識者会議の審査を省略するなど、事務の簡素化等を行い提供の迅速化を図ることを求める。	NDBデータを本来目的(高齢者医療確保法に基づくもの)以外で利用する場合は、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に基づき有識者会議による審査を経てNDBデータが提供されている。平成27年4月のガイドラインの一部改正により、都道府県が医療法による医療計画策定に用いる際には有識者会議の審査を経ずにデータ提供が可能となり、利便性が一部向上された。しかし、健康増進計画等については、引き続き有識者会議による審査を経なければならず、そのために膨大な資料作成や費用、時間が必要となる。このようなことから、実態としてNDBデータの分析による健康課題の抽出や必要な対策の検討等が行えない状況にある。	NDBデータの活用により、地域住民全体の悉皆的な、医療と健診の情報を合わせた健康状態の把握と分析ができ、都道府県等が地域住民の健康状態等を踏まえた健康増進計画を策定・推進することができる。また、生活習慣病対策等の健康づくり施策の充実や医療費適正化の実現に向け、効率的で効果的な保健医療政策等を立案・実施することができる。	高齢者医療確保法第16条 レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン	厚生労働省	関西広域連合(共同提案) 茨城県、栃木県、横浜府、伊丹市、島根県、広島県、徳島県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	<p>茨城県、栃木県、横浜府、伊丹市、島根県、広島県、徳島県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県</p> <p>○本県独自で実施する調査では、県内のデータ分析は可能であるが、全国や他県との比較ができない。NDBデータの提供の利便性が向上することで、全国との比較など、健康づくり施策への活用ができる。 ○各種計画や地域医療構想実現のための取組に、既存データの積極的な活用を図るべきである。また、既存データの活用により、都道府県が行う独自調査(医療実態調査など)が不要になる場合もあり、事業の効率化に役立つ。 ○利用申出書提出から審査を経て、実際のデータを受け取るまでには少なくとも半年以上の期間を要すること。また、利用申出の研究案ごとに、新たな専用ブースや端末の整備が必要となるなど、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」で求められる高いセキュリティ要件を満たすには相当の準備・調整が必要となる。 加えて、利用申出のデータ項目ごとに詳細な指定(コード・抽出条件等)が審査までに必要となるなど、現行のガイドラインでは、NDBデータを自治体が積極的に政策検討に活用することは非常に困難である。 NDBデータは医療費適正化計画以外にも、医療提供体制や疾病対策の検討など、幅広く活用が見込まれることから、行政の政策利用については、要件の緩和や、利用申出から提供までの期間短縮が必要である。</p>
289	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	麻薬小売業者間譲渡許可制度の見直し	麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬小売業者免許を受けている麻薬の在庫不足時における同一都道府県の麻薬小売業者間での譲渡を認めるよう見直しを行うこと。 (法第24条) また、麻薬小売業者間での麻薬の適正流通を担保するため重要な記録となる譲渡確認書、譲渡確認書及び麻薬処方せんの写しの交付及び保管については、許可条件ではなく、麻薬卸売業者と同様に全ての麻薬小売業者に対して法の定めによる義務とすること。 (法第32条)	【現状の課題】 現在、麻薬小売業者間で医療用麻薬の譲り渡しを行う場合、麻薬小売業者間譲渡許可を受ける必要がある。本制度の下では、医療用麻薬の譲り渡しの範囲が限定的(予め譲渡許可を受けた業者間のみでの譲り渡しに限定され、同時に複数グループでの譲渡許可を受けられない)であり、府内で当該譲渡許可を取得している麻薬小売業者数は全体の2割程度(26年度末19%、27年度末16%、28年度(5月末)16%)。府内の小売業者からは「手続きが煩雑」「同時に複数グループの譲渡許可を受けられず使い勝手が悪い」などの声も上がっており、制度が十分活用されている状況とは言えない。「現制度により在庫麻薬の不足時に調剤ができる体制が整っている」とは言い難く、がん患者への医療用麻薬の供給を確保し、在宅医療を推進する上で支障となっている。 【支障事例】 共同して申請を行ったグループ間での譲渡しか行えず、また1の麻薬小売業者は1のグループにしか属することができない。在庫麻薬が不足した際、近隣に当該麻薬を所有する小売業者がいても、他のグループに属している場合は譲渡できず、調剤ができない場合がある。 また、共同して申請する全ての申請者の押印が必要であり、グループに属する麻薬小売業者のいずれかの変更等があれば、グループに属する全ての者の許可書を添えて手続きをしなければならないため、大きな1グループになるほど手続きが煩雑になっている。 がん患者に対する医療用麻薬の供給を十分に確保し、在宅医療を推進するためにも、現行制度の問題点である「1グループでの許可しか属せないこと」や「許可手続きが煩雑」といった課題を解決し、より実効性のある制度として構築する必要がある。	近隣の全ての麻薬小売業者間で医療用麻薬の譲り渡しが可能となるため、在庫不足により調剤できない麻薬小売業者が減少し、がん患者に対して円滑に医療用麻薬を供給することができ、医療用麻薬の不良在庫や廃棄量の減少に寄与することができる。 また、都道府県における麻薬小売業者に関する業務をスリム化することができる。	麻薬及び向精神薬取締法	厚生労働省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	北海道

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
55	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	地域森林計画の樹立又は変更に係る農林水産大臣への協議及び同意取得の義務づけの廃止	地域森林計画の樹立又は変更に際しては、森林法第6条第1項による計画の公告・縦覧、同第3項による関係市町村長、県の森林審議会等の意見聴取を経て、同第5項により国へ協議し同意を取得することが義務づけられている。このため、計画の樹立及び変更に係る手続きが多段階になっており、事務が煩雑となっている。	森林法第6条第3項に係る手続き(県の森林審議会等への意見聴取)後の国への協議及び同意取得を廃止し、計画内容の届出とすることにより事務の段階が減じられ、効率化につながる。 なお、現在行っている公告・縦覧期間中等の機会を捉えた国との事前調整は、制度改正後も継続して行い、国における計画内容の確認・調整の機会を担保する。	森林法第6条第5項	農林水産省	岡山県	鳥取県、徳島県	○本県においても、森林法第6条第3項に係る手続き(県の森林審議会等への意見聴取)後の国への協議及び同意取得を廃止し、計画内容の届出とすることになれば、事務の段階が減じられ、効率化につながる。 ○国では、協議・同意までの事務処理期間を2週間以内と定めているが、同意後に市町村が行う市町村森林整備計画の策定・変更等の作業期間がタイトになるなど、支障をきたすケースが見られている。 ○平成26年の地域森林計画樹立時には、2回の事前調整を行って十分な調整が図られているため、森林法第6条第3項に係る手続き(県の森林審議会等への意見聴取)後の国への協議及び同意取得を廃止しても支障はないと思われる。国への協議及び同意取得を廃止し、計画内容の届出とすることにより事務処理の軽減が図れる。
82	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	国営土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し	長期にわたる大規模な事業で、部分的に工事が完了して効果が発現した受益地については、地域の実態に合った土地利用を進めるため、農用地区域からの除外に係る起算を「実際上の受益効果が発生させた工事が完了した日の属する年度の翌年度」とすること。 国営又は国の補助による土地改良事業では、「工事が完了した日の翌年度」から8年が経過していない場合は、受益地の農用地区域からの除外が原則として禁止されているが、大規模な国営土地改良事業等は、受益地が広範囲で、区域を画して工事期間が何期にも及ぶため、区域によっては、その区域の工事が終了した時点と、全ての区域の工事が完了した時点とに大きな時間差が生じる。 このため、その区域の工事が終了し、実際上の受益が発生してから相当の期間が経過していても、受益地の農用地区域からの除外が原則としてできないことから、制度と住民の感覚のずれにより地元の理解が進まず、当該区域の農業情勢・社会情勢の変化等を即座に反映させることが困難な場合がある。	農業情勢・社会情勢の変化等の実態に応じた土地利用が進めやすくなる。	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号、同法施行令第9条、農林水産省構造改善局長通知「農業振興地域制度に関するガイドライン」	農林水産省	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	埼玉県、岡山県、徳島県、久留米市	○法手続においては、工種毎に完了公告を行うことから国営事業や大規模な農営事業においては、工種の完了までに相当の年数を要しており、受益地が複数大字に及ぶ場合は、初年度施工から最終年度施工完了までに10年程度を要している状況がある。このため、その区域の工事が終了し、実際上の受益が発生してから相当の期間が経過していても、完了公告の条件が整わないことから受益地の農用地区域からの除外が原則としてできないことから、制度と住民の感覚のずれにより地元の理解が進まず、当該区域の農業情勢・社会情勢の変化等を即座に反映させることが困難となっている。 ○本市においても、受益地が広範囲で長期にわたる国営土地改良事業が行われており、一部の区域では、工事が完了しているものの、全ての区域の工事は未完了であるため、農用地区域からの除外が原則できず、実情に沿った土地利用が困難な事例が生じている。 ○具体的な支障事例のとおりであり、事業実施期間が長期にわたる場合、受益地によっては事業完了公告より何年も前に工事が完了している場合がある。このような場合、実態と異なる期間が除外できないこととなる。 ○現在、実施されている国営事業において一部工事が完了により実際上の受益が発生し始めており、今後、同様の事例が発生する可能性がある。
91	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	森林法第25条1号～3号保安林の解除権限の知事への移譲	【制度改正の経緯】 平成26年度の提案に対して、一級河川を擁さない重要流域においては流域全ての県と国の協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、指定・解除の権限を県に移譲することが閣議決定されたが、重要流域内は従前のとおりとなっている(当県の場合、全てが重要流域内の保安林である)。 【支障事例】 既開設道路において、地方公共団体等が実施する通行の安全確保を目的とした法面保護工事や線形改良工事のような小規模工事について、迅速な工事着手、地域住民の利便性向上につなげるため、保安林の解除権限を知事に移譲すべきである。 現状では、工事着手までに申請書提出以前の打ち合わせ協議を含めて約6ヶ月～8ヶ月の期間を要し、年度内工事完成が厳しい状況となっている。 【制度改正の必要性】 1号～3号保安林については、受益が広範囲となり国土保全機能の根幹部分であることは理解できるが、地域住民の利便性向上も地方創生に必要な不可欠である。	地方公共団体等が公共事業を実施する場合は、必要最小限の工事規模であり、保安林の機能や災害の防止に配慮されたものとなっており、保安林の指定目的に著しい影響はない。 解除権限を知事に移譲することにより、事前打ち合わせ協議等にかかる時間が大幅に短縮され効率化が可能となる。 解除手続きの時間短縮により、地域住民の利便性向上のために迅速な工事着手が可能となる。	森林法第26条	農林水産省	栃木県	鳥取県	○提案県と同様に、既開設道路の小規模な改良工事等の保安林解除において、期間を要する案件がある。 ○道路事業等において、同様に速やかな保安林指定の解除を求める相談を受けている。 ○提案事例と同様に、現状は大臣権限の保安林解除に長期間を要している。
175	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	「農用地区域内農地」に係る除外要件の緩和について	農振法第13条第2項の「土地改良事業完了後8年を経過していること」という要件を撤廃すること 【現状】 農用地区域から除外するためには、 ①その土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。 ②農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 ③農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。 ④農業用排水施設や農道など農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。 ⑤土地基盤整備事業完了後8年以上経過しているものであること。 の5つの要件を満たさなければならない。 【支障事例】 農振除外要件のうち「土地改良事業完了後8年を経過していること」という要件が、既存工場が隣接する農用地区域内農地に拡張を行う場合の支障となっており、工場拡張に伴う地域の雇用創出へ機動的な対応ができなかった事例がある。 本県のある自治体において、自動車関連工場が拡張を計画し、地元自治体にとっても地元雇用や経済波及効果を期待していた。しかし、4haが農用地区域にかかっており、土地改良事業等の施行から8年を超えていなかったため、工場拡張を断念せざるを得なかった。	【既存企業の事業拡張による効果】 隣接地が農用地区域であることにより、既存敷地での事業拡張を断念していた企業が、既存敷地を拡張して事業を実施することができるようになり、当該投資及び事業開始による経済波及効果及び新規雇用が期待できる。 【新規立地企業における拡張期待効果】 今後県内に立地する企業が土地を取得する場合において、隣接地取得による拡張可能性を考慮して取得することができるようになり、県内用地の利用価値増大効果が期待できる。	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	農林水産省	兵庫県	安曇野市、徳島県、大牟田市	○市内の農用地の多くは、かんがい排水事業の受益地になっている。既存工場を拡張する際、法施行規則第4条の4第2号の計画に馴染まないことが多くあり、農振除外ができない状況である。地域の既存工場を拡張することは、地域コミュニティの維持や振興並びに雇用創出に結びつくため、工場拡張は不可欠である。 ○事業完了後6年を経過した土地の農振除外の規制については、農地でない場合などを除き、その事業の受益が実際にない土地であっても、事業の計画区域内の土地であればその全てに及んでいる。社会経済情勢の変化によって、周辺の農地との集団性が失われた土地や、今後耕作が見込まれない土地であっても、例外となっていない。地域再生法における農振除外要件の緩和についても、地域森林水産業振興施設の整備計画の作成や、協議会の組織が必須であるなどの条件を要するため、農機具、車両の整備工場や家族住宅など個別の開発要望に対応できるようにしていない。むしろ、かんがい排水施設の場合は、個別の開発計画の影響は極めて小さいと考えられることから、その機能を阻害しない場合においては、この8年の要件は緩和されるべきと考える。 ○本県のある市に所在している工場が拡張(約3ha)するにあたり、拡張を想定している用地が土地改良事業によりほ場整備が行われた優良農地であることが判明した。 県及び市としては、当該事業者及び関連事業者の雇用の維持・確保の必要性があるため、事業者の相談に応じ、周辺で適地を探したが見つからなかった。そのため、当該農用地について、農用地区域から除外し農地転用を行おうとした。しかし、拡張部分の農地については、土地改良事業から8年以上が経過しており、農用地区域からの除外要件を全て満たしていたが、農用地にある水路が事業完了後8年を経過していなかったため、農用地と水路を一体的に転用することが困難な状況となった。 ○農用地区域の除外に関しては、優良農地を確保するとともに、周辺地域の営農条件に支障を及ぼさない等の観点から規定されているが、「まちづくり」の観点からの除外規定がないため、地域の実情に即した、計画的なまちづくりの実施(土地区画整理事業の実施等)に支障をきたしている。 ○農業の展開と企業誘致による雇用の場の確保によるバランスのとれた地域振興を図るため、地域に必要な農地総量を確保しながら、企業誘致に必要な工業ゾーンの確保を図っている。本県は可住地面積が少なく、近年、道路交通網の進展により、企業ニーズに合致した工場用地として適した土地は高速道路沿いの農地に限られてくる。そのため、地域に必要な農地総量を確保しながら、農用地を工場用地に転換を図りたいと考えているが、候補地には、農用地除外の要件である「土地改良事業完了後8年経過」していない農地がある。農業の展開と企業誘致による雇用の場の確保による、本県の目指すバランスのとれた地域振興を図るための土地利用が促進される。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
176	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	2ha未満の農用地利用計画の変更における県との同意協議の見直し	地域特性を活かした弾力的なまちづくりに取り組むため、農用地利用計画に係る2ha未満までの計画変更については、県と協議し、同意を求めるとされているのを、県との協議のみとすること	【現状】 農用地利用計画を変更する際には、都道府県知事へ協議し、同意を得なければならない。 【支障事例】 本県の小野市が農地利用計画の変更を行った際、市内部での協議開始から、県との事前協議を経て、公告縦覧を行い、県知事の同意を得るまで、約6ヶ月かかった。そのうち、県との協議(事前協議を含む)に関しては、協議開始から同意まで約2ヶ月間を要している。農地利用計画の変更にあたっては、市職員も県職員と同様に、国が示すガイドラインや法の審査基準に従って審査を行っており、地方自治体が独自で判断する余地がない。そのため同意を廃止し、手続きの期間を短縮することで、スムーズな企業誘致や産業振興、市民サービスの向上につなげることができる。	市による地域実情に即した主体的・計画的な土地利用が可能となり、農業と工業地等のバランスある土地利用が促進される。加えて、事務の効率化、簡素化につながり、好機を逸することなく迅速な調整・対応が可能となる。	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項、第13条第4項	農林水産省	兵庫県、小野市	柏市、新居浜市 ○ 全国的に厳しい状況にある農業にあって、それぞれの各地域ごとの地域特性を活かした農業振興を図り、産業としての農業の活性化を推進するため、地域性を考慮した農業上の土地利用を推進することが必要と考える。特に、本市における都市型農業を推進するには、画一的な農用地利用では、農業のビジネスチャンスを逃すこともあるため、農業者の所得向上、新たな農業ビジネスの創出、農業後継者増加を目指すには、農用地の都市農業的な活用が必要と考える。 ○ 平成26年度における「農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場」において、本市として下記のように提案を行っている。 『農地が失われることとなるため、除外するには慎重に対応する必要がある。よって申請してから除外までに長期間を要することはやむを得ない。しかしながら、農家住宅や分家住宅等のような明らかにやむを得ない案件についても都道府県知事の同意が必要なか否かは疑問である。』 ※但し、大規模開発等に係る除外については慎重に対応するべきであるため、現状と同様に都道府県知事の同意は必要と考える。 ○ 農業振興地域整備計画の変更に係る県知事の同意を得るための事前協議に時間を要し、通常想定される期間よりも長い期間を要することがある。 これは、県の同意が必要としながらも、実質的には許可のような取り扱いとなっていることが理由であると考えられる。この点、農振法第5条の2により、国が定める「農用地等の確保等に関する基本方針」中第1「(2)農業振興地域制度の適切な運用」において、「市町村の定める農業振興地域整備計画に関する事務」は自治事務とされていることから、市町村の意思が尊重されるように改められるべきものと考える。 ○ 農用地利用計画の前の農地地域指定は、県の指定によるため、同意権限は致し方ないと考えるが、縦覧期間については、短縮などができないか考える。いずれにしても、農振法と農地法、また、他法令(土地改良法等)との整合性などみられない点もあるため、全般的に見直しが必要ではないかと考える。
189	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農家レストランを農用地区域内に設置する際の要件緩和	主として同一市町村内で生産されている農畜産物又はそれを原料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和すること	【現状】 農家レストランは、農業振興地域の整備に関する法律上の農業施設として認められていない。そのため、農振農用地区域内への設置ができず、都市と農村の交流や、地元産野菜の提供による、農村地域の活性化や地産地消の推進を行う上で支障となっている。 【支障事例】 本県のある市では、地方創生の一貫として、外国人観光客等に豊かな自然を楽しむと同時に地域で取れた優れた農畜産物を提供し、さらなる誘客の促進や販路拡大、地域活性化を図ろうと農家レストランの設置を検討していた。しかし、農家レストランは農業用施設に該当しないとして農振農用地区域内への建設が認められなかった。 なお、農用地区域内での農家レストランの設置については、国家戦略特区で措置されており、その進捗状況等を踏まえ総合的に判断することとしているが、外国人観光客が日本に多く訪れており、今後東京オリンピック等でさらなるインバウンド消費が見込まれるなか、早急に検討していただきたい。	農業者が当該施設を農用地区域内に設置することが可能となることにより、農業者等の販路拡大、所得向上及び農業の6次産業化が推進される。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4項、地域資源を活用した農業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第8項	農林水産省	兵庫県、三田市、滋賀県、大阪府、鳥取県、京都府、新居浜市、五島市、宮崎県	木更津市、柏市、袖ヶ浦市、藤沢市、新潟県、浜松市、三田市、鳥取県、徳島県、京都府、新居浜市、五島市、宮崎県 ○ 本市の地域性(消費地近郊)を活かした農業振興を図るため、農業の6次産業化、特に農家レストラン事業を検討している農業者は多いが、農業振興地域の整備に関する法律上の農業施設として認められていないため、事業の停滞と見直しを余儀なくされている。 多様化する消費者ニーズに迅速かつ効果的に対応し、都市と農村の交流、地産地消を促進するためにも、地域の実情を考慮したうえで、農振農用地区域内への設置も必要と考える。 ○ 国家戦略特区により、平成28年度から順次、農用地区域内に農家レストランを開設。乗客は計画どおり順調で、販路拡大及び所得向上への効果が期待できる。 ○ 農家レストランの要望は、耕作地や体験農園、加工施設等と一体的に利用したいものが多いが、相接地が農用地区域内に位置していることは多々ある。6次化、農業者の所得向上のため農業用施設とするよう、要件を緩和されるべきと考える。 ○ 本県としても農業農村振興長期計画に「儲かる農業」の実現を柱に掲げ、新たな販路開拓への取組として、多様なニーズの掘り起こしを進めることとしている。その一に主として同一市町村内で生産されている農畜産物又はそれを原料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランも考慮されるものであり、また、6次化への取組を図る上で、農業用施設に位置付けることは有効な手段と考える。 ○ 県内で農家レストランを拡充する取組では、農家レストランの付帯施設(駐車場)を認定された地域再生計画に基づいて整備したため、特例の対象となった。農家レストラン(付帯施設を含む)については、地域再生法や国家戦略特別区域法の活用が可能となっているが、地域再生計画や区域計画では対象が広い範囲に及ぶことから計画策定が困難又は時間を要することにより、設置希望者の意向にそった実施が出来ないことも想定されるため、農家レストラン(付帯施設を含む)を農業用施設として認めていただきたい。 ○ 本市内において、遊休地を活用して有機農業を実践している農業生産法人が、有機農業を基軸として、有機農産物の生産・加工・販売や地産地消の推進にも資する農家レストランの展開等の6次産業化の推進により、「食」と「農業」をテーマとする体験・循環型テーマパーク事業を計画している。しかしながら、農家レストランの設置を計画している区域が農振農用地であり、周辺区域を含み農業的土地利用を図る上でも現時点では農振農用地に向けた厳しい制約がある。現在、農家レストランの設置は、国際戦略特区に認定された地区のみ認められているが、全国的に農村部の活性化の方策として期待される農家レストランについて、「求められる措置の具体的な内容」に記載のとおり、主として同一市町村内で生産されている農畜産物又はそれを原料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和頂きたい。 ○ 農業分野に新規参入した企業が、地元生産組合との連携による大豆加工・販売事業を計画しており、将来的に農家レストランの構想も持っているものの、農用地区域から除外できない場合は設置を断念せざるを得ない状況にある。 ○ 農用地区域内に農家レストランを設置する場合に、現在は除外の手続きから行わなければならないが、必ずしも希望する地区や場所に設置できるとは限らない。 ○ 現在国家戦略特区で農振法上の特例措置が認められていても、都市計画法上農家レストランについては農業用施設と認められていないため、都市計画法に基づく開発許可手続きに相当な時間を必要とし、速やかに事業を進められない状況となっている。今後このようなことがないよう農家レストランに限らず農振法上の農業用施設として農用地区域内に設置できる施設を追加する場合は国土交通省と連携して都市計画法上も農業用の施設と認めるよう調整を図ること。 ○ 農家の方々から、自己所有農地での農家レストランの開設について相談を受けるが、農振農用地区域での開設は、事実上困難であることを伝えている。国家戦略特区において、農家レストランを農業施設として位置付け、農用地区域内に設置できるような要件を緩和されているが、特区認定に要する期間と農家の方々がかかる開設までの時間軸とにズレが生じている。また、農家レストランは農業の6次産業化に寄与する農業振興上の施設であると考え、農振法上の農業施設要件の緩和を検討していただきたい。 ○ まち・ひと・しごと創生法に基づく本市総合戦略の農業分野においては、地域資源を活かした農業ビジネスを強化し収益性の高い農業経営を展開していくことを基本的方向とし、具体的な施策として農家レストランの整備を掲げているが、農家レストランが農業施設として認められていないため、農振農用地区域内での開設が困難となり、本市の総合戦略を推進していくうえでの支障となっている。
239	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	現在、指定・解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6ヶ月の事例も)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の状況を説明するための詳細な資料が必要となっている。	現在、「保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。」こととされており、1~3号の保安林に関しても、重要流域の指定を外し、都道府県に移譲することが可能となっている。そもそも、従来から河川管理者と当該権限を有する機関は別であり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保安林の指定等について、地方公共団体への移譲も可能である。 昨年度の提案募集において、「大臣権限の保安林の国での解除審査では、審査の参考とするため、指定・解除の対象となる森林の状況の調査を都道府県に委託する予算措置を講じているが、解除審査のうち、9割を超える案件で調査内容について補正を要し」、されているが、これは、権限と責任が地方公共団体にないことも原因として考えられ、権限を移譲して地方公共団体に責任を持たせ、経験を積ませることにより、逆に地方公共団体が適切に流域保全を担っていくこととなる。 なお、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の確保については、国が法令等で重要流域に係る保安林の指定・解除等の「基準」を示すことにより担保され、現在の大員権限と知事権限の指定・解除等の基準に差違はなく、地方公共団体の事務実施は可能である。	森林法第25条、第26条	農林水産省	関西広域連合(共同提案) 徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県	○ 本県においては、重要流域のうち「物部川から県境まで」における指定・解除権限が協議を経て移譲される見込みだが、残る「吉野川」、「那賀川」の重要流域内に県民有林面積の8割以上が存し、保安林指定・解除の大半が国の権限となっている。いずれも迅速な対応が求められ、特に「公益上の理由」が中心となる解除については、手続きの遅れにより公共工事の発注等への影響も懸念され、より適切な処理が必要である。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
295	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	農用地区域内における農家レストラン設置を可能にすること	現在、国家戦略特区の下でのみ農用地区域内に農家レストランを設置できるが、当該措置を全国展開する。	【支障事例】 現在、「農家レストラン」は「国家戦略特区」において指定された場合を除き、農用地区域内に設置することができないため、農用地区域から除外できない場合は設置を断念せざるを得ない状況にある。	【制度改正の必要性】 6次産業化の推進が期待できるとともに、地域住民の雇用促進、レストランへの集客による地域活性化につながる可能性がある。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条	農林水産省	九州地方知事会	新潟県、浜松市、鳥取県、鳥取市、新居浜市、五島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国家戦略特区により、平成28年度から順次、農用地区域内に農家レストランを開設。集客は計画どおり順調で、販路拡大及び所得向上への効果が期待できる。</li> <li>○ 県内で農家レストランを拡充する取組では、農家レストラン(付帯施設(駐車場)を認定された地域再生計画に基づいて整備したため、特例の対象となった。農家レストラン(付帯施設を含む)については、地域再生法や国家戦略特別区域法の活用が可能となっているが、地域再生計画や区域計画では対象が広い範囲に及ぶことから計画策定が困難又は時間を要することにより、設置希望者の意向にそった実施が出来ないことも想定されるため、農家レストラン(付帯施設を含む)を農業用施設として認めていただきたい。</li> <li>○ 農業分野に新規参入した企業が、地元生産組合との連携による大豆加工・販売事業を計画しており、将来的に農家レストランの構想も持っているものの、農用地区域から除外できない場合は設置を断念せざるを得ない状況にある。</li> <li>○ 農用地区域内に農家レストランを設置する場合に、現在は除外の手続きから行わなければならない、必ずしも希望する地区や場所に設置できるとは限らない。</li> </ul>

経済産業省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
159	A	権限移譲	産業振興	経営発達支援計画の認定に係る権限移譲	経営発達支援計画の認定に係る認定権限を都道府県に移譲する	商工会・商工会議所が作成する経営発達支援計画の認定については、都道府県は選考時に意見照会があるのみで、経営発達支援計画の認定・不認定結果と講評について、都道府県に情報提供を受けていないことから、各地域商工会・商工会議所の課題をつかみ効果的な機能強化に取り組むことができない。	権限移譲を受けることで、地域の実情に応じた府の産業振興施策と一体的に取り組むことにより施策効果が期待できる。	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第5条	経済産業省	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	新潟県、浜松市	
187	A	権限移譲	産業振興	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の国から県への移譲	特定民間中心市街地活性化事業計画の認定から補助金交付までの権限を移譲すること	【現状】 国は、中心市街地活性化法に基づき市町村が策定した基本計画を認定しており、全国的視点のもとで役割を全うしている。特定民間中心市街地活性化事業は、この基本計画に記載されたものに限られ、地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の採択や地方税の不均一課税など地方公共団体の支援措置に関係しているため、事業実施については住民に身近な行政として地方の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。 従って、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務等の中心市街地の活性化に関する事務及び地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の交付事務を国から県へ移譲されたい。 【支障事例】 国の地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の対象となる事業と県単独実施事業が類似している。 (例)再開発ビル等再整備事業(空き区画の再整備による新規テナント誘致)、商店街再編事業(商店街と周辺住宅地を含む区域で行う総合的なまちづくり)等	県施策との一元化を図ることにより、総合的な中心市街地の活性化施策の実施が可能となる	中心市街地活性化法第40条第4項、第5項、第41条第2項など	経済産業省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市		
188	A	権限移譲	産業振興	地域商店街活性化法に関する認定事務の権限移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を国から県へ移譲すること。 ・商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の認定・変更・取り消し ・商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の実施状況報告の徴収 ・地域商業自立促進事業費補助金の交付事務の移譲	【再提案理由】 商店街の支援については、住民に身近な地方自治体が、地域の実情に応じて実施しているが、地域商業活性化法による商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画については、都道府県や市町村の意見を聴き、配慮することになっているものの、認定等は経済産業省が行うこととされている。 また、国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、平成27年度に実施した商店街買い物ポイント事業などにより商店街活性化の機運が高まっているなか、国が進める地方創生においては、地方への移住等を促進するため地方都市の経済・生活圏の形成が進められている。 【支障事例】 都道府県においては、商店街の振興に関する類似の施策を実施しており、支援対象となる事業者も差違が無い中で、支援窓口が国と都道府県とで2つに分かれているため、総合的な商店街の活性化施策の実施に支障を来している。 (例)商店街支援事業(地域資源活用、少子・高齢化対応)、ご用聞き・共同宅記事業(少子・高齢化対応)商店街新規出店・開業等支援事業(創業支援)等	県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策の実施が可能。	地域商店街活性化法第4～7、11～13条 地域商業自立促進事業費補助金募集要項	経済産業省	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市		
257	B	地方に対する規制緩和	産業振興	工場立地法により設置を要する環境施設の選択肢拡大	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」として、太陽光発電施設以外の再生可能エネルギー発電施設等を追加	工場立地法においては、工場を立地する際に一定割合の面積の「緑地以外の環境施設」を設けるべきことが定められている。当該施設については、同法施行規則において、創エネルギー関連としては太陽光発電設備のみが規定されているが、他の再生可能エネルギーや燃料電池等はいずれも低炭素化に資するものである。またこれらは、その仕組みにもよるが、自立分散型電源として、災害時にも電気を供給することが可能であり、施設を地域住民の一時的な避難場所として開放することで、周辺地域の生活環境の保持にも寄与するものである。現行規定は、こうした設備の導入促進・誘導に当たり支障となっている。  (構成市における具体例) 工場施設の立地を構想し、再生可能エネルギーを含む新エネルギーの導入を検討している事業者があり、現行の規定では、当該発電施設の設置断念につながる恐れがある。	事業者の負担軽減につながるのと同時に、再生可能エネルギー関連設備の導入が促進され低炭素社会推進に資するものである。 なお、工場立地法における太陽光発電施設の位置付けを検討するにあたり開催された、工場立地法検討小委員会(平成22年2月23日開催)において、「太陽光発電施設設置によって期待される効果が、周辺の地域住民との精神的な融和機能を有することから、太陽光発電施設を環境施設に位置付けることについて、適当であるとの見解で一致した」と報告されている。 その根拠とされている「CO2排出量の削減効果」、「非常電源として使用可能なことによる防災・保安効果」、「地域全体の環境貢献にかかるイメージ向上にも寄与する等、地域社会における融和効果」、及び「周辺地域における低炭素社会構築等、環境意識向上への啓蒙効果」については、他の再生可能エネルギー発電施設や燃料電池でも十分期待される効果であり、環境施設の選択肢として追加することは、問題ないと考える。	工場立地法施行規則第4条	経済産業省	指定都市市長会		



国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>			
	区分	分野								団体名	支障事例		
												団体名	支障事例
4	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	大阪府では、通常5年毎に区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)の見直しを行っており、その際、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に整合する区域区分変更の基本方針を定めている。しかし、市が独自のまちづくりを進めようとする中、区域区分の見直しの時期や基本方針により、市が進めようとするまちづくりは、限定されたものとなっている。区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の権限を市に移譲することで、市独自のまちづくりが展開でき、開発事業等の計画に合わせた迅速な対応が可能となると考えている。	都市計画法第15条第1項	国土交通省	松原市	倉敷市、徳島市	○国道2号線に隣接した消防署出張所用途廃止、売却しようとした際に、市街化調整区域であることを理由に用途を制限されて、国道沿いで事務所として活用したい民間業者への売却ができない、というケースがあった。 ○本市は、線引きされた広域都市計画区域に属している。本市の中心部は津波浸水被害が想定される中、津波避難対策を進めながらまちづくりを進めている。一方、県は沿岸部から内陸部への移転を促進するまちづくりを検討しているなど、基本方針に齟齬が生じている。 また、当該広域都市計画区域に隣接する自治体においては、この区域と結び付きの深い関係であるにもかかわらず、非線引きの単独都市計画区域として指定されたままの状況であり、線引きされた区域よりも厳しい開発規制のもと、宅地や大規模商業施設の立地が進行するなど、自治体間の不均衡が生じている。このような状況を踏まえ、各自治体による独自のまちづくりが進められるよう、同様に権限移譲を求める。 ○県で、通常5年毎に区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)の見直しを行っている。町が独自のまちづくりを進めようとする中、区域区分の見直しの時期や基本方針により、市が進めようとするまちづくりは、限定されたものとなっている。区域区分の決定、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の権限の町に移譲及びこれらに対する県の同意を不要にすることで、町独自のまちづくりが展開できる。 ○単独都市計画区域(一市域で都市計画区域)の自治体については、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の権限を移譲することで、自治体独自のまちづくりが展開でき、開発事業等の計画に合わせた迅速な対応が可能となると考えている。	
5	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	開発許可に係る技術的細目の条例委任	開発許可の技術的細目は、都市計画法第33条第2項及び同法施行令第25条で法定されているが、地域の実情に合った公共施設等の整備を行うことができるよう、同法施行令第25条に定める基準を市へ条例委任する。	公園・緑地・広場(以下「公園等」という。)の設置については、同法施行令第25条第6号の規定に基づき、開発面積が0.3ha以上の開発行為の場合、開発面積の3%以上の面積の公園等の整備が求められるが、開発区域周辺に公園等が整備済で必ずしも新たな整備の必要性がない事例もある。	公園・緑地・広場(以下「公園等」という。)の設置については、同法施行令第25条で法定されている。しかし、例えば公園・緑地・広場(以下「公園等」という。)の設置については、同法施行令第25条第6号の規定に基づき、開発面積が0.3ha以上の開発行為の場合、開発面積の3%以上の面積の公園等の整備が求められるが、開発区域周辺に公園等が整備済で必ずしも新たな整備の必要性がない事例もある。したがって、同法施行令第25条に定める基準を市へ条例委任することにより、地域の実情に合った公園等の整備を行うことができるようになる。	都市計画法第33条第2項 都市計画法施行令第25条	国土交通省	松原市	上越市、長崎県	○開発面積が0.3ha以上、1.0ha未満の開発行為により設けられる小規模な公園等の管理に苦慮する。都市計画法施行令第25条第6項の規定による開発面積が0.3ha以上1.0ha以上に改正していただきたい。 ○都市計画法施行令第25条第6号については、同号ただし書により必要性のない公園等の整備を求めないことは可能であると考えているが、他の号について地域の実情に合った運用ができないケースがある。また、旧来の基準は、法第33条第3項に基づく条例により強化又は緩和することが可能であるが、施行令第29条の2によりその範囲が制限されていることから、制限を廃して包括的に市の条例に委任することに賛成である。 なお、本市においては、道路幅員に係る基準について法第33条第3項に基づく強化条例の制定を検討したが、施行令第29条の2の規定により、第25条第2号の基準の強化は可能である一方、同条第4号の基準の強化が認められていないことから、各号の適用を受ける道路相互間のバランスを考慮し断念したことがある。 ○①都市化が進んだ自治体においては、まちづくり条例で3,000㎡以下でも自主管理の緑地を義務付ける事例もあれば、②郊外の3,000㎡以上の開発行為が頻繁に出てくる自治体においては、規模の小さな公園(100㎡程度)は管理手間がかかり、公園としての機能もあまりないと言っている。など、各自治体の都市化の度合いにより考え方に違いが出ている。 公園が必要な開発対象面積、公園必要面積は一定の割合の中で各自治体で定められるようにすれば、当該自治体の実情にあった制度になると考えられる。 ○本市においても提案の支障事例と同様に必ずしも必要でない公園等見受けられる。また、狭小な公園予定地が多数存在し、維持管理に苦慮しており、柔軟な対応に配慮願いたい。 ○小規模な住宅団地開発については、設置される公園が規模が小さく、管理上非効率なものも多々存在する。また、公共施設として市町へ帰属されない場合も有り、管理者不在のまま放置されたり、宅地として売却されたりする事例も過去にあった。 開発許可制度の趣旨としては、許可にからしめることにより、質の良い宅地の供給と公共施設の整備及び維持管理の推進であり、一定水準の整備基準は担保されるべきであるが、法施行から半世紀ほど経過し、社会経済情勢の変化に伴い、地域の実情に即した都市、まちづくりが可能となるような制度改正が必要と思われる。 ○平成25年4月から開発行為に伴う提供公園のあり方について検討を行っている。そのなかで提供公園には、宅地に不向きな場所や形状で計画された結果、「間口が狭い」、「利用者が少ない」、など管理や利用上の課題がでている。 さらに、既存公園が周辺にあり、公園が充足されているエリアであっても、都市計画法施行令第25条第1項第6号のただし書きに該当しないため、既存の1,000㎡以上の公園から半径250m圏域に整備されたもの(密集市街地以外)が、過去10年(H17～H27)以内に4件存在した。	
47	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	土地利用審査会の国土利用計画審議会への整理・統合	国土利用計画法第39条により義務付けられている土地利用審査会の設置を不要とし、同法第38条に基づく国土利用計画審議会に整理・統合する。 なお、土地利用審査会では法律実務者(弁護士)が任命されている一方、国土利用計画審議会では任命されていない。この点については、国土利用計画審議会委員に法律実務者を新たに任命することで対応可能である。	【制度改正の必要性】 土地利用審査会は、知事の監視区域指定に当たり意見を述べるなどの役割を持つ組織である。現在は、地価上昇圧力が大幅に低下し、本県では平成8年以降約20年にわたって監視区域等は指定されていない。しかし、国土利用計画法により同審査会設置が義務付けられているため、3年ごとに委員改選を行いつつ審査会を維持している。 平成26年の提案募集では、愛知県が審査会委員の任命に係る議会同意の廃止を提案した結果、「事務負担の軽減について、地方公共団体に情報提供を行う」との方針が示された。しかし、事務負担軽減につながる具体的な情報提供はなく、本審査会の設置方法そのものを改めて見直す必要がある。 【支障事例】 バブル期のような地価急騰が今後発生することは想定しがたい。また、現在の審査会は具体的な審査案件がなく、3年に1回の委員改選のみを行っている状態であり、事実上の存在意義は極めて薄れている。こうした状況にも関わらず、当該審査会を必置しなければならないことは、行政運営上の支障である。 審査会の維持には、委員報酬や旅費、会場費など(平成28年度予算255千円)がかかるほか、委員候補者の選定や交渉、議案作成、県議会等での説明など、委員任命に向けた一連の事務が事務局の負担となっている。 さらに、委員改選のみを目的とした審査会の開催は、委員に対して unnecessary 負担を強いるものである。 したがって、土地利用審査会の設置を不要とし、国土利用計画審議会に整理・統合してはどうか。	土地利用審査会の設置に係る経費や事務負担が軽減され、効率的な行政運営に資する。さらに委員の負担を軽減できる。	国土利用計画法第39条	国土交通省	埼玉県	岩手県、茨城県、京都府、山口県、香川県、福岡県、宮崎県、沖縄県	○提案団体である埼玉県の場合、今回の提案が実現した場合、国土利用計画審議会に法律実務者(弁護士)を新たに任命することで対応可能との記載があるが、本県の場合、既に国土利用計画審議会に法律実務者が存在するため、提案団体以上にスムーズな対応が可能である。 ○近年は具体的な審査案件はないが、毎年度1回は審査会を開催し、地価動向等について報告を行っている。また、3年に1回は委員改選による会長の互選を議題として開催している。毎年度、委員報酬、旅費、会場費上費などの経費が必要となる。 ○本県では、平成8年以降、具体的な審査案件がなく審査会を1度も開催していないため、事実上の存在意義はほとんどないにもかかわらず、委員候補者の選定や交渉、議案作成、県議会等での説明など、委員任命に向けた一連の事務が事務局の負担となっている。 ○土地利用審査会については、本県では震災後、土地の高騰があり開催していたが、現在は落ち着き、案件がない限り、改選時しか開催していない状況である。また、国土利用計画審議会も案件がなければ、委員改選まで開催していない。審査会が開催されない場合においても、提案案が示したとおり、一連の事務が必要であり、提案のとおりとなった場合には、費用や事務量の軽減につながる。 土地利用審査会委員の任命同意について、議会の議決を経る必要性は乏しく、議案作成等の事務が負担となっている。このため、統合により議決が不要となるという提案に賛同でき、共同提案できる。	
170	A	権限移譲	運輸・交通	同一県域内における一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等の権限移譲	同一県域内で実施する道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス、コミュニティバス等)にかかる許認可、一時的な需要増加時における一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者への臨時許可を含めた権限の一括移譲を求める。	【再提案理由】 平成26年に地域公共交通活性化・再生法が改正され、まちづくりや観光振興などの地域振興策との一体的な取組や、地域特性や生活環境の変化を踏まえた持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立ち積極的に取り組んで行くことが重要であるとされた。しかしながら、一般乗合旅客自動車運送事業に係る許認可権限等が地方に無いため、地域内の事業者の情報を把握することができない。 【新たな支障事例】 県内のある自治体が、社会実験としてコミュニティバスの路線を新設しようとした計画し、当該地区を事業エリアとするバス事業者に運行を委託することで調整を行っていたが、その情報を知った路線バスの許可を持つタクシー事業者から、「当社でも運行可能である」とのクレームが入った。 実際には当該タクシー事業者はバス車両を持っておらず、計画期間内にバスを走らせることが困難な状況であったが、当該自治体には運輸局から事業者が持つ車両などの許可に関する情報が提供されていなかったため、その調整に時間を要した。	地域主体の責任体制を構築することで、「交通政策基本計画」でも課題とされている「人口急減、超高齢化の中での個性あふれる地方創生」や「グローバル化・イノベーションの進展」に対応した総合的な施策展開が可能となる。 地域交通の最適化が図られることにより、自律的で持続的な地域社会の構築が可能となる。	道路運送法第4、5、9、15、21-2、31、79、94条	国土交通省	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県	-	-	-

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
												団体名
236	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、協議会事務局の関西広域連合への移管、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	関西広域連合の前身である関西広域機構は協議会メンバーであり、機構解散時に関西広域連合を協議会参画への後継指名をしているにも関わらず、平成27年3月に、構成団体首長全員の連名による要請で、ようやくオブザーバー参加が認められただけで、正規メンバーとして認められる規約改正も行われず、計画が策定されるに至った。 平成28年3月に決定された「関西広域地方計画」の策定においても、関西広域連合が実施した関西圏域の展望研究の成果を計画に反映させるべく近畿地方整備局に働きかけたが、近畿地方整備局からは、意見を述べなければ構成府県市から述べよう求められた。また、その意見の反映についても、趣旨は踏まえられてはいる部分もあるものの、根本的には、関西の地域の実情、地域特性を十分に踏まえたものではなく、東京の視点での計画で、全国計画の地方版に過ぎず、東京一極集中を是正するためのものとなっていない。	関西においては、総合行政を担う地域の实情に精通した府県、政令指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、広域行政の基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。 そのため、国土形成計画法による広域地方計画の策定権限を地方に委ねることにより、東京圏の視点に基づいて策定されている全国版の国土形成計画法の制約を受けず、地域の实情、地域性、独自性を反映した策定が可能となり、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む地方創生に寄与し、東京一極集中の是正が図られる。	国土形成計画法第9条	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	—
237	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求める。また、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	関西においては、総合行政を担う地域の实情に精通した府県、政令指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、広域行政の基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。 しかし、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域の指定について、関係府県・関係政令指定都市等の意見を聴くことはなっていないが、平成28年3月提出期限の近畿圏整備計画(案)に係る意見照会では意見は聞かれるのみであり、関西の地域の実情、地域特性を反映させる仕組みになっておらず、東京の視点での国主導の計画で、東京一極集中を是正するものとなっていない。また、関西広域連合には照会すら行われず、関西の広域行政の責任主体としての存在を考慮されていない。	関西のことは関西で決める。そのことにより東京一極集中を是正することにつながる。 近畿圏における地方創生を実現していくため、関西地域の实情に応じ、関西地域の特性を生かして、関西広域連合が自主的・主体的に企画・立案し、近畿圏整備計画の決定等を行うことにより、インフラ整備等の視点だけでなく、あらゆる分野を総合的に見て判断することができ、秩序ある発展を図っていくことが可能となる。 なお、国との関係においては、移譲した権限について、事前協議に改めることで、均衡が図られるものとする。 また、広域連合は、一部事務組合とは異なり、一部の事務のみならず企画調整機能も有しており、国から直接権限を移譲されることも可能であるため、当該事務の受け皿になり得る。さらに、福井県、三重県についても、連携票として調整は十分可能である。	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	○国からの「近畿圏整備計画の変更」に係る照会において、意見がほとんど反映されない。具体的には、第3章「施設の整備計画」において、今後5年間を見据えた計画であることを踏まえて事業着手に向けた具体的な取組みが進められている路線(大阪湾岸道路西伸部、名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路等)の位置づけを提案したが、反映されない等。
238	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定は、地域の实情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むべきであることから、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっている。 しかし、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については国の権限となっており、これまで府県域を越えて一体的に発展している地域があっても、府県単位で区域指定を行っている。 今後は、府県を跨がる場合においても一体的に区域指定し、より一体的に調和のとれ、齟齬がないようなまちづくりを効率的に進める必要がある。	広域連合は、地方自治法第284条に基づき、「広域にわたる総合的な計画を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合かつ計画的に処理する」総合的な権限を持ち、同法第291条の2第4項に基づき、「国の行政機関の長の権限に属する権限の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する」権限を持つ、安定的な団体である。そのため、一部事務組合とは異なり、一部の事務のみならず企画調整機能も有し、防災や観光・文化、産業、医療、環境などの各行政分野も踏まえた関西の将来像を示した広域計画を現に策定しており、各行政分野との調整を一元的に行うことは可能である。 したがって、現在は、広域連合域内で複数府県に跨がる都市計画区域はないが、今後、複数府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良いと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域連合へ移譲し、地方が主体となって指定できることとなれば、一体的に調和のとれたまちづくりを効率的に進めやすくなる。 また、区域指定に当たり国の関与が必要ということであれば、府県が都市計画区域を指定する場合と同様に、国土交通大臣への協議・同意を行うことにより、その懸念は払拭されると思われる。	都市計画法第5条第4項	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	—
246	A	権限移譲	運輸・交通	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	現在、「全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を進めるため、観光庁で一元的に実施する必要がある」とされている観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。	観光圏事業を外国人観光客の誘導策等と連携させ、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがない。国は広域観光周遊ルート形成促進事業、観光地域ブランド確立支援事業(観光圏事業)、ビジットジャパン事業等の類似の事業について、各々をどのように有機的に連携させていくのかという具体的な考えが示されておらず、事業が重複して実施されないために、運輸局主催による各事業関係者を集めた「事業連携会議」が設けられた。しかし、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがあれば、本来、このような会議は不要であり、国が一元的に地域間の調整を行っていくことが難しいことを示す事例と言える。(国は、各事業を予算執行上の観点で整理しようとしている。)	急増する訪日外国人観光客を全国各地に波及させるため、広域観光周遊ルート(1週間程度滞在)の形成が進められる中、観光圏(2泊3日以上滞在型)も、国内観光の振興、また、広域的観光周遊ルートの広域観光拠点として、相互に協力し、力を発揮しながら国内外の観光客の受入増に対応していくことが求められており、地域が「連携」「協調」し、相乗効果を生んでいく仕組みが必要である。 関西広域連合のような広域行政組織では、地域の状況に詳しく、観光圏整備においても計画段階から情報を共有し、域内の他の観光圏や周辺地域、広域観光周遊ルートとの連携など、観光交流圏の広域化を支援していくことが可能である。 また、個々の観光圏ではうまく伝えることができないデスティネーションとしてのエリアイメージを、複数の観光圏が連携して一体的な観光エリアとして発信し、さらなる誘客を図っていくことができる。 現在の観光圏の整備には府県も加わっているが、実際に進めているのは市町村である。それらを円滑に東へ、観光圏個々の整備に止まらず、圏域を超えて連携させていくには、広域的な地域間の調整ができる広域的な行政組織が適任。関西広域連合は広域観光周遊ルートの形成にも取り組んでおり、トータルに認定事務が行える効果は大きい。	「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」 第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	○観光圏事業を外国人観光客の誘導策等と連携させ、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがない。国は広域観光周遊ルート形成促進事業、観光地域ブランド確立支援事業(観光圏事業)、ビジットジャパン事業等の類似の事業について、各々をどのように有機的に連携させていくのかという具体的な考えが示されておらず、事業が重複して実施されないために、運輸局主催による各事業関係者を集めた「事業連携会議」が設けられた。しかし、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがあれば、本来、このような会議は不要であり、国が一元的に地域間の調整を行っていくことが難しいことを示す事例と言える。(国は、各事業を予算執行上の観点で整理しようとしている。)
247	A	権限移譲	運輸・交通	一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	路線バスやコミバスなどの生活交通バスは、日常生活を支える移動手段のほか、都市部と地方部の交流人口を増加させる基盤としても重要な役割を果たしている。地方創生がめざす「各地域が、それぞれの特性を生かした自律的で持続可能な社会を構築していく」ためには、同一府県内における生活交通バスなど地域交通ネットワークの整備に関しても、地域を包括する府県の責任と権限において、総合的な施策展開を進めることが必要である。 しかしながら、地域内の移動量では既存公共交通を維持できない地域においても、地域外からの広域的な観光誘客を図る取組みが求められているが、必ずしも、地域の観光・交通資源の实情やニーズに合致したものとなっておらず、内外の旅行者等が周遊しやすい環境が整っていない。 運行スケジュールの改善による旅客の利便性や回遊性の向上など地域交通ネットワークの最適化をはかるために不可欠である一般乗合旅客自動車運送にかかる権限は国が持っているため、自家用旅客運送だけでなく、一般乗合旅客自動車運送を含めた一体的な権限のもとで、地域主体の責任体制を構築できるよう、同一府県内で実施する一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等の権限について、移譲を希望する府県への移譲を求める。ならびに府県域を跨がるものについては、府県域を越える広域連合への移譲を求める。 (参考) すでに、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送事業については、地方公共団体に権限が移譲され、また、運賃変更にかかる認可事務等についても、地域公共交通会議での合意があれば、事務手続き期間の短縮が行われるなど、一定の弾力的な対応が可能となっている。	道路運送法第4、5、9、15、31、79、94条	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	○地域の公共交通ネットワークの維持・確保の取組と、当該取組に係る一般乗合旅客自動車運送事業の許認可を同一行政が担うことにより、地域公共交通の最適化を図ることに繋がるものとする。	

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
240	A	権限移譲	環境・衛生	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。	国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、一定の限られた範囲内の軽微な地方環境事務所長権限の案件であり、国立公園の保護と適正な利用の推進を適切かつ迅速に処理する観点から、開発と保護のチェック&バランスを確保した運用をすべきであり、総合行政を担う地方公共団体が処理することにより、地方環境事務所長が担うよりも、効率的に処理できるばかりか、保護と利用の適切な推進に資する。 特に、観光客を国立公園に呼び込もうと商業施設の開設規制を緩めようとしており、観光行政を担う地方公共団体が処理することにより、迅速、かつ、保護と利用のバランスを考慮した効率的・効果的な対応が可能となる。 なお、許認可事務の執行については、地方公共団体が実施している他の許認可と同様、環境省における許可に関する審査基準や全国的・国際的な見地による環境省の技術的助言に基づき、適切に運用することは当然、可能であり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を優先するものではない。 また、総合行政を担う地方公共団体が処理する意義は大変大きく、法定受託している府県では、保護と利用の適切な推進に係るきめ細かな対応と事務処理の効率化に大きく寄与している。	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省	関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県		徳島県	
241	A	権限移譲	環境・衛生	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	国立公園は、国において公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国立公園の管理責任者は都道府県である。国立公園の保全と活用をめぐり価値観の多様化やニーズ変化は急速に進行しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブなしには充実した管理運営は望めない状況にあり、国が決定した計画に基づき府県が管理するという、現在の枠組みは、地方自治体のイニシアティブを発揮しにくいばかりか、府県の自主性・主体性を損なう制度である。 具体的には、兵庫県の平成18年の氷ノ山後山那岐山国立公園の計画変更の例では、湿原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う軽微な計画変更を行おうとしたが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要した。また、野営場、園地、避難小屋、駐車場、宿舎等の利用促進の観点から施設配置の利用(施設)計画の機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。 国から地方に権限が移譲されたとしても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することには変わりはない。地方公共団体の協議に基づき、国の関係機関と調整の上、必要な助言(同意を要しない協議)を行うことで、国の関与は一定存知される。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで代替可能である。 国立公園を指定する主体が公園計画を決定する必要性はなく、むしろ公園計画に基づいて管理する主体が責任を持って公園計画を決定することによ	国立公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨る国立公園については、関西広域連合に権限を移譲することにより、構成府県の迅速かつ効率的な調整のもと、国立公園の適切な保護と利用促進、きめ細やかで、より高い水準の維持が可能となる。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省	関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県		徳島県	